

令和4年度

集 団 指 導 資 料
(介護老人保健施設)

福岡県保健医療介護部介護保険課
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
久留米市健康福祉部介護保険課

資 料 目 次

1	変更の手続について	
	(1) 介護老人保健施設管理者承認申請	・・・ P 2
	(2) 介護老人保健施設の開設許可事項変更申請	・・・ P 7
	(3) 変更の届出	・・・ P 14
2	許可更新事務の概要について	・・・ P 36
3	介護老人保健施設に関する事項	・・・ P 38
4	介護給付費について	
	A 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について	・・・ P 70
	B 加算・減算の適用要件	・・・ P 75
5	令和3年度介護報酬改定に関するQ&Aについて	・・・ P 121
6	実地指導等における主な不適正事例について	・・・ P 141
7	その他	
	A 介護保険関連情報のホームページアドレスについて	・・・ P 158
	B 介護老人保健施設における事故報告について	・・・ P 159

1 変更の手続について

(1) 介護老人保健施設管理者承認申請

1 内容

介護老人保健施設の管理者を変更するには、事前に開設許可権者の承認を得る必要がある。

2 提出時期

変更前（１ヶ月前まで）に申請し、承認を受けて変更すること

3 提出先

- (1) 北九州市、福岡市及び久留米市に所在する施設
当該施設の所在する市
- (2) (1) 以外の施設
当該施設の所在地を管轄する各保健福祉（環境）事務所

4 提出書類

- ① 介護老人保健施設管理者承認申請書（様式第7号）
- ② 管理者就任書
- ③ 管理者の経歴書
- ④ 管理者の免許証の写し ※医師
- ⑤ 従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表・・・管理者分のみ
- ⑥ 組織図
- ⑦ 当該事項を決定した理事会の議事録の写し
- ⑧ 誓約書（欠格事由）
- ⑨ 誓約書（暴力団排除）

5 その他注意事項

（予防）ショート、（予防）通りハについては、管理者承認申請書ではなく、変更届出書（様式第3号）
「8 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所」を提出すること。この場合、共通する添付書類については、重複して提出する必要はない。

介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地（住所）

事業（開設）者 名称（氏名）

代表者の職・氏名

（記名押印又は署名）

次のとおり介護老人保健施設・介護医療院の管理者の承認を申請します。

	介護保険事業所番号										
申請に係る施設	名 称										
	所在地										
管理者になろうとする者の氏名、住所及び資格	氏 名										
	住 所										
	資 格										
申請理由	1 新規開設のため										
	2 管理者の変更のため										

備考1 管理者になろうとする者の経歴等を添付してください。

2 「申請理由」欄については、該当項目番号に○を付してください。

管 理 者 就 任 書

私は、介護老人保健施設 ○○○○ の管理者として、医療保険各法による保険診療を適正に行い、老人の心身の状況に応じて適切な施設療養その他のサービスを提供する施設運営を行うとともに、介護老人保健施設を管理することに専念し、他の介護保険施設・病院・診療所・社会福祉施設を管理しません。（併設施設であって、管理上支障を生じない場合を除く）

なお、下記については、いずれも該当しません。

1. 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 7 条第 2 項の規定により医業の停止を命ぜられ、医業停止の期間終了後 2 年を経過しない者。
2. 介護保険法第 102 条の規定により、介護老人保健施設の管理者として変更を命ぜられ、変更された後 2 年を経過しない者。
3. 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 28 条の規定により、病院又は診療所の管理者として変更を命ぜられ、変更された後 2 年を経過しない者。
4. 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 81 条の規定により保険医の登録を取り消され 2 年を経過しない者。

住所

氏名

（記名押印又は署名）

(参考様式2)

事業所（施設）の管理者経歴書

事業所又は施設名			
カナ		生年月日	
氏名		(年齢)	年 月 日 (歳)
住所	(郵便番号 ー)		
電話番号			
主 な 職 歴 等			
年 月 ～ 年 月	勤 務 先 等	職 務 内 容	
職務に関連する資格			
資 格 の 種 類		資 格 取 得 年 月	
備 考(研修等の受講の状況等)			

備考 1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。
2 当核管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、『事業所又は施設名』欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(年 月分) サービス種類(**老人保健施設及び短期入所**)
事業所名 (介護老人保健施設)
[入所定員(見込)数等 名]

[illegible]

2 申請する事業にかかる従業者全員(管理者を含む)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入して下さい。

3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入して下さい。

勤務形態の区分 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従 D：常勤以外で兼務

4 常勤換算が必要な職種は、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出して下さい。

5 サービス提供が単位(共同生活住居)ごとにおこなわれるサービス種類の場合は、各単位(各共同生活住居)ごとに区分して記入して下さい。

6 算出にあたっては、小数点第2位以下を切り捨ててください。

7 当該事業所・施設にかかる組織体制図を添付してください。

(2) 介護老人保健施設の開設許可事項変更申請

1 変更事項

- ① 敷地の面積及び平面図
- ② 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要
- ③ 施設共用の有無及び共用の場合の利用計画
- ④ 運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る）
- ⑤ 協力病院の変更

2 提出時期

変更（工事・契約等）前（1ヶ月前まで）に申請し、許可を受けて実際の変更（工事・契約等）を行う。

3 提出先

- (1) 北九州市、福岡市及び久留米市に所在する施設
当該施設の所在する市
- (2) (1) 以外の施設
当該施設の所在地を管轄する各保健福祉（環境）事務所

4 変更許可手数料

変更事項「2 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要」のうち、構造設備の変更を伴うものについては、変更許可申請の際に 33,000 円の手数料が必要となる。

※「構造設備の変更を伴うもの」とは

・・・ 建物の増改築、壁やドア等の設置や撤去等、建築工事を伴うもの。判断が難しい場合は、担当課（県であれば介護保険課指定係）までお問い合わせください。

5 提出書類

(1) 敷地の面積及び平面図

- ① 介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（様式第6号）
- ② 変更理由書（申請書の記載内容で理由が確認できれば不要）
- ③ 敷地の平面図及び敷地周辺の見取図（変更前後を明記したもの：A4又はA3サイズ）
- ④ 敷地の字図及び土地登記簿の写し（変更前後を明記したもの：A4又はA3サイズ）
- ⑤ 敷地の全体を見渡した写真（工事写真台帳A4サイズに貼付）

(2) 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要

- ① 介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（様式第6号）
- ② 変更理由書
- ③ 変更面積等比較表（該当項目のみ記載すること）
- ④ 建物の立面図（変更前及び変更後：A4又はA3サイズ）（必要な場合）
- ⑤ 建物の平面図（変更前及び変更後：A4又はA3サイズ）
- ⑥ 変更しようとする施設箇所がわかる写真（工事写真台帳A4サイズに貼付）

⑦ その他参考となるもの（安全計画書・工事図面・工程表等）

※ 当該建物の建築費、整備費等に補助金が含まれている場合、補助金適正化法に基づき、財産処分等の承認が必要となる場合がありますので事前に相談すること。

なお、財産処分等の承認が必要となる場合は、手続に時間がかかることがあります。

【変更が完了した後に提出する書類】

ア 完了届等（表題・様式は任意） → 県知事あてに法人代表者名で報告すること。

イ 変更後の写真（工事写真台帳 A4 サイズに貼付）

ウ 工事等の前に建築確認申請を行っている場合は、検査済証の写し

なお、申請時と変更がある場合（面積の変更等）は、該当書類も変更の上、添付すること。

（３）施設共用の有無及び共用の場合の利用計画

※ 平面図の変更等を伴う場合については、「（２）建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要」の変更が同時に必要（申請書は１本で可）。

① 介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（様式第６号）

② 変更理由書

③ 変更後の「共用部分における利用計画概要」

（４）老健本体の運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る）

① 介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（様式第６号）

② 変更理由書

③ 変更前の「運営規程」

④ 変更後の「運営規程」

（５）協力病院の変更

※ 「協力病院」のみ。「協力医療機関（診療所）」「協力歯科医療機関」については、変更届出書（様式第３号）による届出で可。

① 介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（様式第６号）

② 変更理由書

③ 変更後の「協力病院等一覧」

※ 協力病院、協力医療機関（診療所）、協力歯科医療機関全てを記載すること。

④ 協力病院との契約書の写し

様式第6号（第6条関係）

介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地（住所）

事業（開設）者 名称（氏名）

代表者の職・氏名

（記名押印又は署名）

次のとおり介護老人保健施設・介護医療院の開設許可事項の変更の許可を申請します。

		介護保険事業所番号											
申請に係る施設		名 称											
		所在地											
開設許可年月日		年 月 日											
変更年月日		年 月 日											
変更事項		変更の内容											
1	敷地面積	(変更前)											
2	建物構造												
3	施設の共用の場合の利用計画												
4	運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。）												
5	協力病院の変更	(変更後)											

備考1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

變更理由書

(変更の目的、変更の結果改善される点などを、簡潔に記入して下さい。)

[illegible]

施設名

[illegible]

(注1) 変更事項のみの記載で構いません。

(注2) 枠が足りない場合等には、適宜様式を変更して構いません。

共用部分における利用計画の概要

介護老人保健施設名	
共用先の施設等名	
共用先の施設種別	
共用施設・設備名	

	介護老人保健施設としての利用	()としての利用
利用日時 (曜日・時間)		
従事スタッフ (職種・員数・勤務状況)		
利用(予定)者数 (調理室にあっては食数)		
利用内容 (具体的に記載すること)		
使用区間 (階数・面積等) ※図面により明記のこと		

協力病院等一覧

名 称			
所 在 地			
診 療 科 名			
病 床 数			
職 員 の 配 置 状 況 (併 設 の 場 合 は 略) ※ 実 人 員 で 記 入	医 師	床	
	看 護 師	人	
	准 看 護 師	人	
	そ の 他	人	
施 設 か ら の 距 離	m (徒 歩 分 : 車 分)		
契 約 内 容	別 紙 契 約 書 の と お り		

名 称			
所 在 地			
診 療 科 名			
病 床 数			
職 員 の 配 置 状 況 (併 設 の 場 合 は 略) ※ 実 人 員 で 記 入	医 師	床	
	看 護 師	人	
	准 看 護 師	人	
	そ の 他	人	
施 設 か ら の 距 離	m (徒 歩 分 : 車 分)		
契 約 内 容	別 紙 契 約 書 の と お り		

名 称			
所 在 地			
診 療 科 名			
病 床 数			
職 員 の 配 置 状 況 (併 設 の 場 合 は 略) ※ 実 人 員 で 記 入	医 師	床	
	看 護 師	人	
	准 看 護 師	人	
	そ の 他	人	
施 設 か ら の 距 離	m (徒 歩 分 : 車 分)		
契 約 内 容	別 紙 契 約 書 の と お り		

(3) 変更の届出

(介護老人保健施設・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション)

1 変更事項の種類

介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション	①事務所（施設）の名称 ②事業所（施設）の所在地 ③開設者の名称及び主たる事務所の所在地 ④代表者の氏名及び住所 ⑤登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。） ⑥事業所（施設）の管理者の氏名及び住所 ⑦運営規程（ただし、介護老人保健施設については、職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分を除く） ⑧その他（役員の氏名、生年月日等）
介護老人保健施設のみ	⑨協力医療機関（診療所）・協力歯科医療機関 ※「協力病院」については、 <u>介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（様式第6号）による変更許可申請が必要</u> ⑩入所者の定員（減員の場合のみ） ⑪併設施設の状況等 ⑫介護支援専門員の氏名及び登録番号

2 提出時期

所定の事項に変更のあったときから 10 日以内に、その旨を開設許可権者に届けなければならない。（介護保険法第 99 条）

ただし、「事業所の管理者の氏名及び住所」「運営規程（通所リハビリテーションの単位数、定員、営業時間の変更等）」については、事前に人員基準等チェックし、開設許可権者が受理した後に変更することが望ましいため、変更予定日の 2 週間前までに提出すること。

3 提出先

(1) 北九州市、福岡市及び久留米市に所在する施設

当該施設の所在する市

(2) (1) 以外の施設

当該施設の所在地を管轄する各保健福祉（環境）事務所

4 添付書類

＜介護老人保健施設、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション共通＞

（１）事務所（施設）の名称

- ① 変更届出書（様式第３号）
- ② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
- ③ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款（寄付行為）、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し

（２）事業所（施設）の所在地

- ① 変更届出書（様式第３号）
- ② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
- ③ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し

（３）開設者の名称及び主たる事務所の所在地

- ① 変更届出書（様式第３号）
- ② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
- ③ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し

（４）代表者の氏名及び住所

- ① 変更届出書（様式第３号）
- ② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
- ③ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し
- ④ 誓約書（欠格事由）
- ⑤ 誓約書（暴力団排除）

（５）登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）

- ① 変更届出書（様式第３号）
- ② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
- ③ 変更後の登記事項証明書・条例等の写し

（６）事業所（施設）の管理者の氏名及び住所

※ 介護老人保健施設については不要

- ① 変更届出書（様式第３号）
- ② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
- ③ 管理者就任書
- ④ 管理者の経歴書

- ⑤ 管理者の免許証の写し
- ⑥ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表・・・管理者分のみ
(別紙 高齢 6－1、別紙 高齢 6－2、別紙 高齢 6－3 のいずれか)
- ⑦ 組織図
- ⑧ 当該変更事項を決定した理事会の議事録の写し
- ⑨ 誓約書(欠格事由)
- ⑩ 誓約書(暴力団排除)

(7) 運営規程

<介護老人保健施設、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション共通>

- ① 変更届出書(様式第 3 号)
- ② 変更理由書(届出書の記載内容で理由が確認できれば不要)
- ③ 変更前・後の「運営規程」・・・変更箇所を蛍光ペン(黄色)で色分けすること
- ※ 利用料の変更については、変更前・後の利用料一覧表のみでも可

<通所リハビリテーション(単位数・定員)>

- ① 変更届出書(様式第 3 号)
- ② 変更理由書(届出書の記載内容で理由が確認できれば不要)
- ③ 変更前・後の「運営規定」・・・変更箇所を蛍光ペン(黄色)で色分けすること
- ④ 変更後の「適所リハビリテーション:単位毎内訳表」
- ⑤ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表・・・変更にかかるもののみ
(別紙 高齢 6－2、別紙 高齢 6－3 のいずれか)
- ⑥ 組織図
- ⑦ 通所リハビリテーション用食堂・機能訓練室等の平面図(A4 サイズ)
- ※ 平面図に変更がある場合は、別に「介護老人保健施設開設許可事項変更申請(様式第 6 号)」が必要

(8) 役員の氏名、生年月日及び住所

- ① 変更届出書(様式第 3 号)
- ② 誓約書(欠格事由)
- ③ 誓約書(暴力団排除)

<介護老人保健施設のみ>

(9) 協力医療機関・協力歯科医療機関(との契約の内容)

※ 「協力医療機関(診療所)」「協力歯科医療機関」のみ。「協力病院」については、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書(様式第 6 号)による変更許可申請が必要。

- ① 変更届出書(様式第 3 号)
- ② 変更理由書(届出書の記載内容で理由が確認できれば不要)
- ③ 変更後の「協力病院等一覧」(契約書の写し)

(10) 入所者の定員（減員の場合のみ）

- ① 変更届出書（様式第 3 号）
- ② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
- ③ 変更後の「運営規程」
- ④ 勤務の体制及び勤務形態一覧表・・・全員分
（別紙 高齢 6－1、別紙 高齢 6－2 のいずれか）
- ⑤ 組織図

(11) 併設施設の状況等

- ① 変更届出書（様式第 3 号）
- ② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
- ③ 変更後の「併設施設の概要」

(12) 介護支援専門員の氏名及び登録番号

- ① 変更届出書（様式第 3 号）
- ② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
- ③ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧
※ 就労終了する介護支援専門員も記載すること。
- ④ 介護支援専門員証の写し

様式第3号（第4条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地（住所）
事業（開設）者 名称（氏名）
代表者の職・氏名

（記名押印又は署名）

○ 次のとおり指定（許可）を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号												
指定内容を変更した事業所（施設）		名称										
		所在地										
サ ー ビ ス の 種 類												
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容										
1	事業所（施設）の名称	(変更前)										
2	事業所（施設）の所在地											
3	事業（開設）者の名称・主たる事務所の所在地											
4	代表者の職・氏名、生年月日及び住所											
5	登記事項証明書、条例等 （当該事業に関するものに限る。）											
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等											
7	備品 （訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。）											
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 （介護老人保健施設及び介護医療院を除く。）											
9	サービス提供責任者の氏名及び住所											
10	運営規程											
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関											
12	事業所の種別											
13	提供する居宅療養管理指導の種類											
14	事業実施形態 （単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の 空床利用型・併設型の別）											
15	入院患者又は入所者の定員											
16	福祉用具の保管及び消毒方法 （委託している場合にあっては、委託先の状況）											
17	併設施設の状況等											
18	介護支援専門員の氏名及びその登録番号											
19	その他											
変 更 年 月 日		年 月 日										

備考1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

變更理由書

(変更の目的、変更の結果改善される点などを、簡潔に記入して下さい。)

[illegible]

(参考様式6)

誓 約 書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

申請者 (名称)

(代表者の職名・氏名)

(記名押印又は署名)

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

	別紙①： 居宅サービス事業所向け
	別紙②： 介護老人福祉施設向け
	別紙③： 介護老人保健施設向け
	別紙④： 介護医療院向け
	別紙⑤： 介護予防サービス事業所向け

(該当に○)

(別紙③:介護老人保健施設向け)
介護保険法第94条第3項

- 一 当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。
- 二 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する療養室、診療室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。
- 三 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく満納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者が、第四百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第四百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第百条第一項の規定による検査が行われた日から職期決定予定日（当該検査の結果に基づき第四百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る職期を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 第七号に規定する期間内に第九十九条第二項の規定による廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

提出の際は、必ず裏面と合わせて両面コピーしてください。

暴力団排除に係る誓約書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

申請者 名 称

代表者名

(記名押印又は署名)

申請者及び役員等は、下記のことを誓約します。
なお、本誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 申請者は、福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「基準条例」といいます。）第28条第1項各号及び第2項各号に掲げる者ではありません。
- 申請者の運営する施設・事業所は、基準条例第6条の2（基準条例第12条、第17条、第21条又は第26条において準用する場合を含む。以下同じ。）に該当しません。
- 申請者、申請者の役員及び介護保険法上の指定（更新）又は許可（更新）の申請に係る事業所又は施設の管理者は、次に例示する福岡県暴力団排除条例（以下「暴排条例」といいます。）第2条第1号の暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）又は暴排条例第2条第2号の暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）と密接な関係を有する者ではありません。
 - 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- 申請者、申請者の役員若しくは事業所又は施設の管理者が、次のいずれかに該当した場合には、本申請を取り下げます。
 - 基準条例第28条第1項各号又は第2項各号に掲げる者であった場合
 - 暴排条例第22条の規定に基づく勧告を受けた場合
 - 暴排条例第23条の規定に基づく事実の公表を受けた場合
 - 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であった場合
 - その他暴排条例に抵触した場合
- 指定（更新）又は許可（更新）を受けた後に、申請者、申請者の役員及び事業所若しくは施設の管理者が、4のいずれかに該当した場合又は基準条例第6条の2に違反した場合には、本指定（更新）に係る事業（施設）の廃止の届出又は指定の辞退を行います。
- 4又は5の場合、貴県に対して異議を申し立てず、かつ、損害賠償を求めません。

事業所又は施設の名称			事業所番号	4	0								
サービスの種類			事業所又は施設の所在市区町村名										
役員等名簿（当該事業所の管理者は必ず含まれます。また、代表者についても記入してください。）※署名の場合は押印不要													
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	性別		押印※								
	役職名・呼称		就任年月日										
()		〒 —	男 ・ 女										
			年 月 日										
()		〒 —	男 ・ 女										
			年 月 日										
()		〒 —	男 ・ 女										
			年 月 日										

役員等名簿（当該事業所の管理者は必ず含まれます。また、代表者についても記入してください。）※署名の場合は押印不要				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	性別	押印※
	役職名・呼称		就任年月日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	
()		〒 ー	男 ・ 女	
			年 月 日	

管 理 者 就 任 書

私は、介護老人保健施設 ○○○○ の管理者として、医療保険各法による保険診療を適正に行い、老人の心身の状況に応じて適切な施設療養その他のサービスを提供する施設運営を行うとともに、介護老人保健施設を管理することに専念し、他の介護保険施設・病院・診療所・社会福祉施設を管理しません。（併設施設であって、管理上支障を生じない場合を除く）

なお、下記については、いずれも該当しません。

1. 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 7 条第 2 項の規定により医業の停止を命ぜられ、医業停止の期間終了後 2 年を経過しない者。
2. 介護保険法第 102 条の規定により、介護老人保健施設の管理者として変更を命ぜられ、変更された後 2 年を経過しない者。
3. 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 28 条の規定により、病院又は診療所の管理者として変更を命ぜられ、変更された後 2 年を経過しない者。
4. 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 81 条の規定により保険医の登録を取り消され 2 年を経過しない者。

住所

氏名

（記名押印又は署名）

(参考様式2)

事業所(施設)の管理者経歴書

事業所又は施設名			
カナ		生年月日	
氏名		(年齢)	年 月 日 (歳)
住所	(郵便番号 ー)		
電話番号			
主 な 職 歴 等			
年 月 ～ 年 月	勤 務 先 等	職 務 内 容	
職務に関連する資格			
資 格 の 種 類		資 格 取 得 年 月	
備 考(研修等の受講の状況等)			

備考 1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。
2 当核管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、『事業所又は施設名』欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

従業員等の勤務の体制及び勤務形態一覧表(年 月分)

事業所名 (介護老人保健施設

名]

備考1 * 欄には、当該月の曜日を記入して下さい。

2 申請する事業にかかる従業者全員(管理者を含む)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入して下さい。

3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入して下さい。

勤務形態の区分 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従 D：常勤以外で兼務

4 常勤換算が必要な職種は、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出して下さい。

5 サービス提供が単位(共同生活住居)ごとにおこなわれるサービス種類の場合は、各単位(各共同生活住居)ごとに区分して記入して下さい。

6 算出にあたっては、小数点第2位以下を切り捨ててください。

7 当該事業所・施設にかかる組織体制図を添付してください。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(年 月分)	サービス種類(老人保健施設・短期入所及び通所リハビリテーション)	事業所名 (介護老人保健施設)	[入所定員(見込)数等]	[利用定員(見込)数等]
			名	名

[illegible]

2 申請する事業にかかる従業者全員(管理者を含む)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入して下さい。

3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入して下さい。

勤務形態の区分 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従 D：常勤以外で兼務

4 常勤換算が必要な職種は、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出して下さい。

5 サービス提供が単位(共同生活住居)ごとにおこなわれるサービス種類の場合は、各単位(各共同生活住居)ごとに区分して記入して下さい。

6 算出にあたっては、小数点第2位以下を切り捨ててください。

7 当該事業所・施設にかかる組織体制図を添付してください。

従業員等の勤務の体制及び勤務形態一覧表(年 月分)

サービス種類(**通所リハビリテーション**)

事業所名 (介護老人保健施設

「利用定員(見込)数等」

)

)

名]

[illegible]

備考1 *欄には、当該月の曜日を記入して下さい。

2 申請する事業にかかる従業者全員(管理者を含む)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入して下さい。

3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入して下さい。

勤務形態の区分 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従 D：常勤以外で兼務

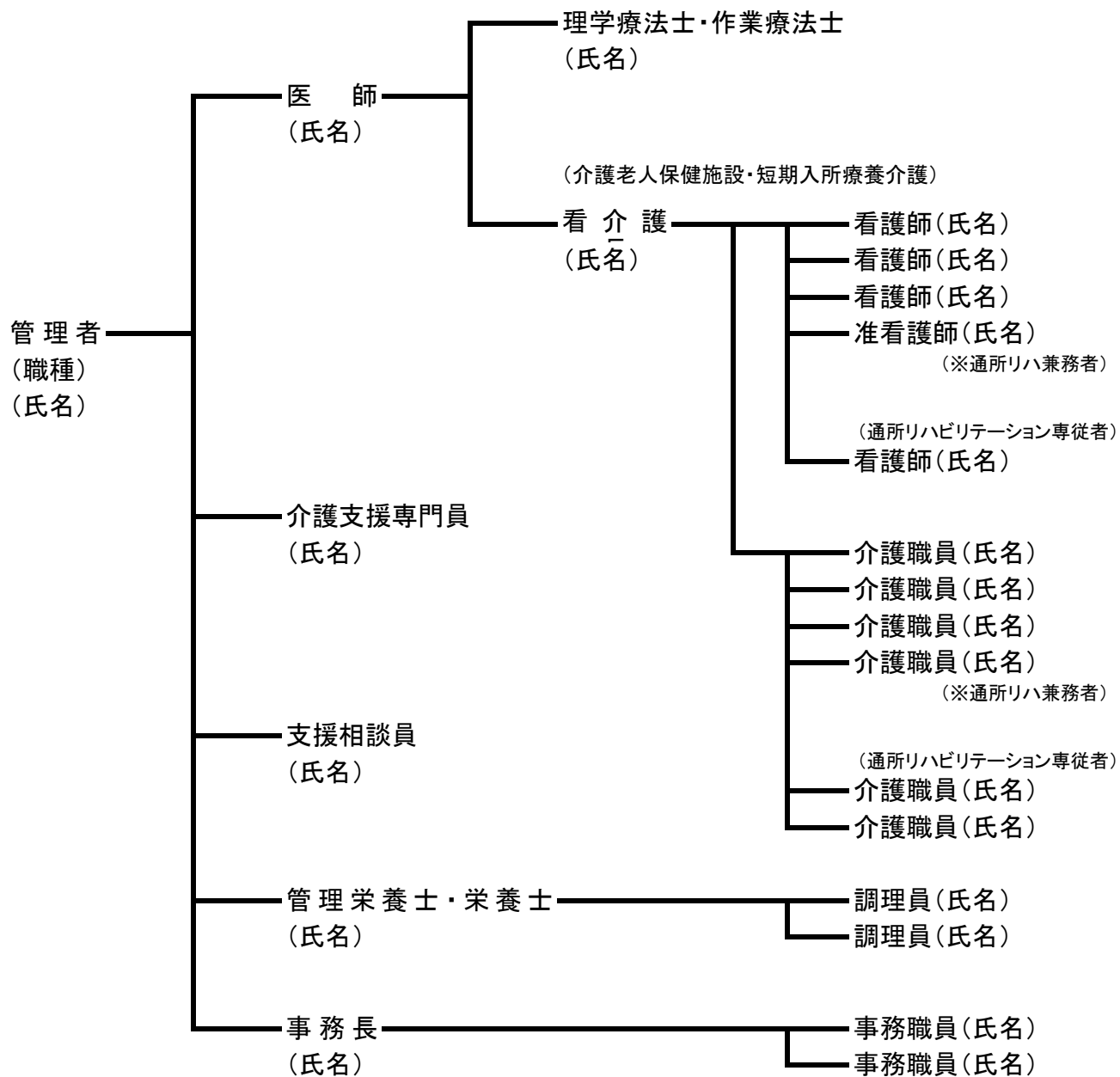
4 常勤換算が必要な職種は、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出して下さい。

5 サービス提供が単位(共同生活住居)ごとにおこなわれるサービス種類の場合は、各単位(各共同生活住居)ごとに区分して記入して下さい。

6 算出にあたっては、小数点第2位以下を切り捨ててください。

7 当該事業所・施設にかかる組織体制図を添付してください。

組 織 図



※ 上記例に従って、業務の指揮命令関係が明確になるよう記載すること。
 介護老人保健施設(通所リハビリテーション含む)の担当職員(兼務、非常勤の者を含む)の全てを記載すること。
 通所リハビリテーションを担当する看護・介護職員については、明示すること。

通所リハビリテーション: 単位毎内訳表

事業所	フリガナ															
	名称															
実施単位数		単位														
1日当たり通所リハ総利用者推定数		人 老人保健施設入所者数 人														
専用の部屋等の面積 (通所リハ利用者食堂の面積を含む)		m ²										基準上の必要数値		適合の可否		
												m ² 以上				
全体的な状況	営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日						
	営業時間	平日				～		土曜				日曜・祝日		～		
		備考														
	利用定員	人														
	利用料	法定代理受領分														
		法定代理受領分以外														
	その他の費用															
通常の事業の実施地域	①		②		③		④		⑤							
		備考														
単位目	単位別従業者			看護職員		介護職員										
				専従	兼務	専従	兼務									
		常勤(人)														
		非常勤(人)														
		基準上の必要人数(人)														
	適合の可否															
	示主 事な 項掲	営業時間	平日		～		土曜		～		日曜・祝日		～			
			備考 (サービス提供時間) ～													
			利用定員	人												
	単位目	単位別従業者			看護職員		介護職員									
専従					兼務	専従	兼務									
常勤(人)																
非常勤(人)																
基準上の必要人数(人)																
適合の可否																
示主 事な 項掲		営業時間	平日		～		土曜		～		日曜・祝日		～			
			備考 (サービス提供時間) ～													
			利用定員	人												
単位目		単位別従業者			看護職員		介護職員									
	専従				兼務	専従	兼務									
	常勤(人)															
	非常勤(人)															
	基準上の必要人数(人)															
	適合の可否															
	示主 事な 項掲	営業時間	平日		～		土曜		～		日曜・祝日		～			
			備考 (サービス提供時間) ～													
			利用定員	人												

介護老人保健施設 施設及び人員基準点検表

(みなし指定の短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護及び介護予防通所リハビリテーションを含む)

施設名

施設の概要

	変更前	変更後
入所定員	人	人
人員配置区分	I 型 II 型	I 型 II 型
認知症専門棟 定員	あり なし 人 人	あり なし 人 人
通所総定員	人	人
1単位目	人	人
2単位目	人	人
3単位目	人	人
4単位目	人	人
5単位目	人	人

併設状況

--

人員基準

	変更前	変更後	基準人員	計 算 方 法
入所(短期入所及び介護予防短期入所を含む)				
医師	人	人	人	常勤換算方法で入所者数を100で除して得た数 医療機関併設以外の施設は、常勤医師が1人以上必要
PT・OT・(ST)	人	人	人	(加算なしの場合) 常勤換算方法で入所者数を100で除して得た数 (PT・OT) (加算ありの場合) 「加算なし」の人員基準を満たした上で、常勤換算方法で入所者数を50で除して得た数以上 (PT・OT・ST)
支援相談員	人	人	人	常勤換算方法で入所者数を100で除して得た数(常勤者であること)
介護支援専門員	人	人	人	入所者数が100又はその端数を増すごとに1
看護・介護職員	人	人	人	(I 型)常勤換算方法で、入所者数を3で除して得た数(端数切上げ) (II 型)常勤換算方法で、入所者数を3.6で除して得た数(端数切上げ)
うち看護	人	人	人	合計人員の7分の2程度
うち介護	人	人	人	合計人員の7分の5程度
通所(介護予防通所含む)				
医師	人	人	人	常勤(専任)1以上(頭数) ※入所担当医師や、併設医療機関の医師との兼務可
1単位目 PT・OT・ST 看護・介護	人	人	人	利用者が10人までは1人とし、10人を超える場合は、常勤換算方法で10:1上確保されていること。 そのうち、専ら通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、利用者が100人又はその端数を増すごとに1以上確保されること。
うちPT・OT・ST	人	人	人	
2単位目 PT・OT・ST 看護・介護	人	人	人	
うちPT・OT・ST	人	人	人	
3単位目 PT・OT・ST 看護・介護	人	人	人	
うちPT・OT・ST	人	人	人	
4単位目 PT・OT・ST 看護・介護	人	人	人	
うちPT・OT・ST	人	人	人	
5単位目 PT・OT・ST 看護・介護	人	人	人	
うちPT・OT・ST	人	人	人	

施設基準

	変更前	変更後	基準面積等	計 算 方 法
入所者(短期入所者を含む)用施設				
食堂	m ²	m ²	m ²	入所定員×2m ² 以上 ※平成4年9月30日以前開設分は入所定員×1m ² 以上
機能訓練室	m ²	m ²	m ²	入所定員×1m ² 以上
談話室	m ²	m ²	(m ²)	入所定員×0.5m ² 以上が目安(平成12年3月31日以前の基準)
レクリエーションルーム	m ²	m ²	—	設けること
認知症専門棟 入所者テイルーム	m ²	m ²	m ²	認知症専門棟定員×2m ² 以上
家族介護教室	m ²	m ²	30m ²	30m ² 以上
個室	室	室	室	認知症専門棟定員の1割以上
通所者用施設				
食堂	m ²	m ²	m ²	通所総定員×2m ² 以上
機能訓練室	m ²	m ²	m ²	通所総定員×1m ² 以上

協力病院等一覧

名 称			
所 在 地			
診 療 科 名			
病 床 数			
職 員 の 配 置 状 況 (併 設 の 場 合 は 略) ※ 実 人 員 で 記 入	医 師	床	
	看 護 師	人	
	准 看 護 師	人	
	そ の 他	人	
施 設 か ら の 距 離	m (徒 歩 分 : 車 分)		
契 約 内 容	別紙契約書のとおり		

名 称			
所 在 地			
診 療 科 名			
病 床 数			
職 員 の 配 置 状 況 (併 設 の 場 合 は 略) ※ 実 人 員 で 記 入	医 師	床	
	看 護 師	人	
	准 看 護 師	人	
	そ の 他	人	
施 設 か ら の 距 離	m (徒 歩 分 : 車 分)		
契 約 内 容	別紙契約書のとおり		

名 称			
所 在 地			
診 療 科 名			
病 床 数			
職 員 の 配 置 状 況 (併 設 の 場 合 は 略) ※ 実 人 員 で 記 入	医 師	床	
	看 護 師	人	
	准 看 護 師	人	
	そ の 他	人	
施 設 か ら の 距 離	m (徒 歩 分 : 車 分)		
契 約 内 容	別紙契約書のとおり		

併 設 施 設 の 概 要

名 称		
施 設 種 別		
所在地(電話番号)	()	
ベ ッ ド 数	床	
病 (居) 室 数	室	
診 療 科 名 (医療機関の場合)		
職 員 の 配 置 状 況 ※実人員で記入	医 師	人(うち兼務職員 人)
	看 護 婦	人(うち兼務職員 人)
	准看護婦	人(うち兼務職員 人)
	介護職員	人(うち兼務職員 人)
	相談指導員	人(うち兼務職員 人)
	理学療法士	人(うち兼務職員 人)
	作業療法士	人(うち兼務職員 人)
	管理栄養士	人(うち兼務職員 人)
	栄 養 士	人(うち兼務職員 人)
	薬 剤 師	人(うち兼務職員 人)
	調 理 員	人(うち兼務職員 人)
	事 務 員	人(うち兼務職員 人)
	そ の 他	人(うち兼務職員 人)
施設との位置関係	m 別添:配置図のとおり	

計画作成担当者 (介護支援専門員) 数		専従	兼務
	常勤		
	非常勤		

当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧													
	氏名		登録番号				交付都道府県	就労開始 年月日	就労終了 年月日	勤務形態 (いずれかに○)			
①	フリガナ		4	0			福岡県	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務 (02)非常勤専従 (04)非常勤兼務			
	氏名												
②	フリガナ							西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務 (02)非常勤専従 (04)非常勤兼務			
	氏名												
③	フリガナ							西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務 (02)非常勤専従 (04)非常勤兼務			
	氏名												
④	フリガナ							西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務 (02)非常勤専従 (04)非常勤兼務			
	氏名												
⑤	フリガナ							西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務 (02)非常勤専従 (04)非常勤兼務			
	氏名												
⑥	フリガナ							西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務 (02)非常勤専従 (04)非常勤兼務			
	氏名												
⑦	フリガナ							西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務 (02)非常勤専従 (04)非常勤兼務			
	氏名												
⑧	フリガナ							西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務 (02)非常勤専従 (04)非常勤兼務			
	氏名												
⑨	フリガナ							西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務 (02)非常勤専従 (04)非常勤兼務			
	氏名												
⑩	フリガナ							西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務 (02)非常勤専従 (04)非常勤兼務			
	氏名												

- 備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。

2 許可更新事務の概要について

許可更新事務の概要

1 概要

- 介護保険制度の改正に伴い事業者規制の見直しの観点から、許可の更新制（6年間）が導入された。
- 全ての指定・許可を受けた介護保険事業所・施設（以下「事業所等」という。）は、当該許可日又は許可更新日から6年を経過する日が「更新期限」となり、その翌日が「更新予定日」となる。

（例）

許可日（新規施設） 指定更新日	更新期限 （有効期限満了日）	更新予定日 （有効期限満了日の翌日）
平成25年7月1日	令和元年6月30日	令和元年7月1日
平成26年7月1日	令和2年6月30日	令和2年7月1日
平成27年8月1日	令和3年7月31日	令和3年8月1日

2 許可更新申請・審査

許可更新時期を迎える施設に対しては、所管する県・市は許可更新申請の案内を行う。

許可更新申請書の受理後、所管の県・市は、許可要件の審査を行う。審査に当たっては、新規許可の申請に係る審査と同様の書類等の審査を行うほか、必要により現地において事業の運営状況等の審査を行う。（根拠法令：介護保険法第70条の2、第70条ほか）

- （1）人員基準：雇用及び勤務形態、加算に伴う人員、資格や研修修了の有無等の確認を行う。
- （2）設備基準：現時点の図面等による施設の利用状況及び施設の保有関係等の確認を行う。
- （3）運営基準：必要に応じて契約書、記録等の確認を行う。

なお、休止中の事業所等や許可要件を満たさない施設には更新を認めない。

許可更新申請に当たっては、所管の県・市は手数料を徴収する。この手数料は審査のための手数料なので、更新できない場合も返還しない。

3 介護老人保健施設に関する事項

3 介護老人保健施設に関する事項

【基本方針】

○介護老人保健施設

施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）

施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号。以下「施設サービス基準」という。）第1条の2）

1 人員に関する基準（施設サービス基準第2条、第23条、第24条、第24条の2）

（1）管理者

ア 施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設又はサテライト型居住施設の職務に従事することができるものとする。

イ 施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

ウ 施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（2）医師

常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上

（3）薬剤師

㍿ 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

イ 入所者の数を 300 で除した数以上が標準であること。

(4) 看護職員（看護師若しくは准看護師）又は介護職員

ア 総数

常勤換算方法で、入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上

イ 看護職員、介護職員の数

看護職員の員数は看護・介護職員の総数の 7 分の 2 程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の 7 分の 5 程度をそれぞれ標準とする。

「看護・介護職員の総数」とは、同号により置くべきとされている看護・介護職員の員数をいうこと。

ウ 常勤・非常勤について

直接入所者の処遇に当たる職員であるので、当該介護老人保健施設の職務に専ら従事する常勤職員でなければならないこと。ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合及び看護・介護職員が当該介護老人保健施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合は、次の二つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えないこと。

- (1) 常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の 7 割程度確保されていること。
- (2) 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。

また、併設事業所の職務に従事する場合は、当該介護老人保健施設において勤務する時間が勤務計画表によって管理されていなければならない、介護老人保健施設の看護・介護職員の常勤換算方法における勤務延時間に、併設事業所の職務に従事する時間は含まれないものであること。

(5) 支援相談員 1 以上（常勤職員配置）

ア 入所者の数が 100 を超える場合にあっては、常勤の支援相談員 1 名に加え、常勤換算方法で、100 を超える部分を 100 で除して得た数以上

イ 保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てること。

- ①入所者及び家族の処遇上の相談
- ②レクリエーション等の計画、指導
- ③市町村との連携
- ④ボランティアの指導

(6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

ア 常勤換算方法で、入所者の数を 100 で除して得た数以上

イ 理学療法士等は、施設の入所者等に対するサービスの提供時間帯以外の時間において指定訪問リハビリテーションのサービス提供に当たることは差し支えないものである。

ただし、施設の理学療法士等の常勤換算方法における勤務時間数に、指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間は含まれないこと。

(7) 栄養士又は管理栄養士

ア 入所定員 100 以上の介護老人保健施設にあっては、1 以上

イ ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより、栄養管理に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えないこと。

なお、100 人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきであること。

(8) 介護支援専門員 1 以上（入所者数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）

介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

入所者数が 100 人未満の介護老人保健施設にあっても 1 人は配置されていなければならない。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 苦情の内容等を記録すること。

五 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(9) 調理員、事務員その他の従業者

介護老人保健施設の実情に応じた適当数

(10) 職員の専従（施設サービス基準第2条第4項）

介護老人保健施設の従業者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。

(11) 勤務体制の確保等

○介護老人保健施設（施設サービス基準第26条）

ア 施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

イ 施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

ウ 施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

その際、当該介護老人保健施設は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）

エ 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

○ユニット型介護老人保健施設（施設サービス基準第48条）

ア～エ 介護老人保健施設と同様

オ 前アの従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(12) 人員基準欠如による減算

- ア 看護職員又は介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める基準に該当しない場合
看護職員又は介護職員の員数が、施設サービス基準第2条に定める員数を置いていない場合（看護、介護職員不足等）には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

この場合

- ア 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算する。
イ 人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、当該月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算する。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）

イ 医師の数が、厚生労働大臣が定める基準に該当しない場合

医師の数が、施設サービス基準第2条に定める員数を置いていない場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数が、厚生労働大臣が定める基準に該当しない場合

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数が、施設サービス基準第2条に定める員数を置いていない場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

エ 介護支援専門員の員数が、厚生労働大臣が定める基準に該当しない場合

介護支援専門員の員数が、施設サービス基準第2条に定める員数を置いていない場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

このイ、ウ、エの場合

当該月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算する。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）

※用語

「常勤換算方法」

当該施設の従業者の1週間の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の員数に換算する方法。

なお、常勤の従業者の休暇や出張等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱う。非常勤の従業者の休暇や出張等の期間については、サービス提供に従事する時間とはいえないので、勤務延時間数には含めない。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものと、1として取り扱うことを可能とする。

「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。

なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従事者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

「常勤」

当該施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数30時間として取り扱うことを可能とする。

当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

「前年度の平均値」

①当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

②新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延べ数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延べ数を1年間の日数で除していた数とする。

③減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延べ数を延日数で除して得た数とする。

2 設備に関する基準

○介護老人保健施設（施設サービス基準第3条）

（1）介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

- 一 療養室
- 二 診察室
- 三 機能訓練室
- 四 談話室
- 五 食堂
- 六 浴室
- 七 レクリエーション・ルーム
- 八 洗面所
- 九 便所
- 十 サービス・ステーション
- 十一 調理室
- 十二 洗濯室又は洗濯場
- 十三 汚物処理室

（2）前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- 一 療養室
 - イ 一の療養室の定員は、4人以下とすること。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、8㎡以上とすること。
 - ハ 地階に設けてはならないこと。
 - ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ヘ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ナース・コールを設けること。

二 機能訓練室

1 m²に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は40m²以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

三 談話室

入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

四 食堂

2 m²に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

五 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

六 レクリエーション・ルーム

レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

七 洗面所

療養室のある階ごとに設けること。

八 便所

イ 療養室のある階ごとに設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ 常夜灯を設けること。

(3) 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

構造設備の基準（施設サービス基準第4条）

（1）介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設の建物は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
 - イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - ロ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - （i）当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、消防計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - （ii）訓練については、消防計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - （iii）火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 二 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- 三 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、直通階段を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 四 階段には、手すりを設けること。
- 五 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - イ 幅は、1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上とすること。
 - ロ 手すりを設けること。
 - ハ 常夜灯を設けること。
- 六 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- 七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(2) (1)にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

○ユニット型介護老人保健施設（施設サービス基準第41条）

(1) ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

- 一 ユニット
- 二 診察室
- 三 機能訓練室
- 四 浴室
- 五 サービス・ステーション
- 六 調理室
- 七 洗濯室又は洗濯場
- 八 汚物処理室

(2) 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 療養室

- (i) 一の療養室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (ii) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。
- (iii) 一の療養室の床面積等は、 10.65 m^2 以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、 21.3 m^2 以上とすること。
- (iv) 地階に設けてはならないこと。
- (v) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (vi) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (vii) 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (viii) ナース・コールを設けること。

ロ 共同生活室

- (i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (ii) 一の共同生活室の床面積は、 2 m^2 に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (iii) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面所

- (i) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (i) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (iii) 常夜灯を設けること。

二 機能訓練室

1 m^2 に入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は 40 m^2 以上の面積を有し、

必要な器械・器具を備えること。

三 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(3) 機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) (3) に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

一 ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

イ 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、消防計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(ii) 消防訓練については、消防計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(iii) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

三 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、直通階段を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 階段には、手すりを設けること。

五 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、1. 8 m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7 m以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1. 5 m以上（中廊下にあつては、

1. 8 m以上）として差し支えない。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

六 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) (4)の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意（施設サービス基準第5条）

ア 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者から同意を得なければならない。

イ 「入所申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等である。

(2) 提供拒否の禁止・サービス提供困難時の対応等（施設サービス基準第5条の2・3）

ア 施設は、正当な理由なく、サービスの提供を拒んではならない。

イ 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(3) 受給資格等の確認（施設サービス基準第6条）

ア 施設は、サービスの提供を求められた場合には、その者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

イ 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

(4) 要介護認定の申請に係る援助（施設サービス基準第7条）

ア 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

イ 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(5) 入退所（施設サービス基準第8条）

ア 施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、施設サービスを提供するものとする。

イ 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、施設サービス

を受ける必要が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

ウ 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

エ 施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

オ 検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

カ 施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(6) サービスの提供の記録（施設サービス基準第9条）

ア 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

イ 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない

(7) 利用料等の受領（施設サービス基準第11条、第42条）

ア 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者・入居者から利用料の一部として、当該施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

イ 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者・入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

ウ 施設は、前ア、イの支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 居住に要する費用

- 三 厚生労働大臣の定める基準※に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ※厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準（平成12年3月30日厚生省告示第123号）
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 理美容代
- 六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- エ 前ウの第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- オ 前ウの各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者・入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者・入居者の同意を得なければならない。ただし、ウの第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（８）取扱方針

ア 介護老人保健施設（施設サービス基準第13条）

- （ア）施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。
- （イ）施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して行わなければならない。
- （ウ）従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- （エ）施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- （オ）施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- （カ）施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を

図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(キ) 上記(カ)イの身体的拘束適正化検討委員会は、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、支援相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。

ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。

ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。

ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

(ク) 上記(カ)ロの施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(ケ) 上記(カ)ハの介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該介護老人保健施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該介護老人保健施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

(コ) 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

イ 介護老人保健施設(ユニット型) (施設サービス基準第43条)

(ア) 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

(イ) 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

(ウ) 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(エ) 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

(オ) 従業者は施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

身体拘束適正化及び質の評価については、「ア介護老人保健施設(施設サービス基準

第 13 条) (エ)～(コ)」を準用する。

(9) 施設サービス計画の作成（施設サービス基準第 14 条）

- (ア) 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成業務を担当させること。
- (イ) 計画担当介護支援専門員は、サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (ウ) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (エ) 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (オ) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (カ) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (キ) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- (ク) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- (ケ) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- (コ) 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリン

グ」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に
行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない
い。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サ) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開
催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当
者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた
場合

(シ) (イ)から(ク)までは、(ケ)による施設サービス計画の変更について準用する。

(10) 診療の方針（施設サービス基準第15条）

医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対し
て、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察
し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあ
げることができるよう適切な指導を行う。
- 三 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に
努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるものの
ほか行ってはならない。
- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方
してはならない。

(11) 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等（施設サービス基準第16条）

- ア 施設の医師は、入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供する
ことが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入
院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講
じなければならない。
- イ 施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診
療所に通院させてはならない。
- ウ 施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通

院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

エ 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(12) 機能訓練（施設サービス基準第 17 条）

施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(13) 栄養管理（施設サービス基準第 17 条の 2）

施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）

上記は、施設の入所者に対する栄養管理について、令和 3 年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものである。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことのできる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。

イ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。

ロ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。

ニ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 3 年 3 月 16 日老認発 0316 第 3 号、老老発 0316 第 2 号）第 4 を参考とされたい。

(14) **口腔衛生の管理（施設サービス基準第 17 条の 3）**

施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）

上記は、介護老人保健施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、令和 3 年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。

(1) 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年 2 回以上行うこと。

(2) (1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。

イ 助言を行った歯科医師

ロ 歯科医師からの助言の要点

ハ 具体的方策

ニ 当該施設における実施目標

ホ 留意事項・特記事項

(3) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

(15) **看護及び医学的管理の下における介護**

ア 介護老人保健施設（施設サービス基準第 18 条）

(ア) 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

(イ) 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

(ウ) 施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

(エ) 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

らない。

- (オ) 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- (カ) 施設は、前に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- (キ) 施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

イ ユニット型介護老人保健施設（施設サービス基準第 44 条）

- (ア) 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

また、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

- (イ) 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

(ウ)～(キ) 介護老人保健施設と同様

(16) 食事の提供

ア 介護老人保健施設（施設サービス基準第 19 条）

- (ア) 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- (イ) 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

イ ユニット型介護老人保健施設（施設サービス基準第 45 条）

- (ア) 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- (イ) 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

- (ウ) 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

- (エ) 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(17) 相談及び援助（施設サービス基準第 20 条）

施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(18) その他のサービスの提供（施設サービス基準第 21 条）

ア 施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

イ 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(19) 入所者に関する市町村への通知（施設サービス基準第 22 条）

施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(20) 運営規程（施設サービス基準第 25 条）

施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(21) 勤務体制の確保等（施設サービス基準第 26 条）

ア 施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

イ 施設は、当該施設の従業者によって施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

ウ 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支

援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければいけない。（令和6年3月31日までは努力義務）

エ 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(22) 業務継続計画の策定等（施設サービス基準第26条の2） （令和6年3月31日までは努力義務）

ア 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

イ 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

ウ 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(23) 定員の遵守（施設サービス基準第27条）

施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(24) 非常災害対策（施設サービス基準第28条）

（＊県、指定都市及び中核市が定める基準条例に従う。）

ア 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

イ 施設は、前アの訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(25) 衛生管理等（施設サービス基準第29条）

ア 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

イ 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、

次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(26) 協力病院等（施設サービス基準第30条）

- ア 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。
- イ 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(27) 掲示（施設サービス基準第31条）

- ア 施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- イ 施設は、前アの事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、これにより掲示に代えることができる。

(28) 秘密保持（施設サービス基準第32条）

- ア 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- イ 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ウ 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(29) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（施設サービス基準第33条）

- ア 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

イ 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(30) 苦情処理（施設サービス基準第 34 条）

ア 施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

イ 施設は、前アの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

ウ 施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

エ 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前ウの改善の内容を市町村に報告しなければならない。

オ 施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

カ 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前オの改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(31) 地域との連携（施設サービス基準第 35 条）

ア 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

イ 施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(32) 事故発生時の対応（施設サービス基準第 36 条）

ア 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実

- が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- イ 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ウ 施設は、前イの事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- エ 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(33) 虐待の防止（施設サービス基準第 36 条の 2）

- ア 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）
- 一 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(34) 会計の区分（施設サービス基準第 37 条）

施設は、介護保健施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(35) 記録の整備（施設サービス基準第 38 条）

（＊県、指定都市及び中核市が定める基準条例に従う。）

- ア 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- イ 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。
- 一 施設サービス計画
- 二 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の

記録

- 三 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 四 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 五 市町村への通知に係る記録
- 六 苦情の内容等の記録
- 七 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(36) 電磁的記録等（施設サービス基準第 51 条）

- ア 施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、設備及び運営基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- イ 施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、設備及び運営基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

4 介護給付費について

A 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について

(介護老人保健施設・短期入所療養介護・通所リハビリテーション

・介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション)

1 提出時期

(1) 単位数が増加する場合

出来る限り算定開始月の前月15日までに提出

(ただし、介護老人保健施設本体については当月初日でも受付可)

(2) 単位数が減少する場合

施設は加算が算定されなくなる状況が生じた場合に速やかに届出をすること。

注 減算は遡及する。

2 提出先

(1) 北九州市、福岡市及び久留米市に所在する施設

当該施設の所在する各市

(2) (1) 以外の施設

当該施設の所在する各保健福祉(環境)事務所

3 提出書類(提出部数 各1部)

県及び各政令市・中核市のホームページに掲載しています。

※1 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出については、添付書類は不要です。

※2 同様に、介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出については、添付書類は不要です。

※3 短期入所療養介護に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で短期入所療養介護の届出と重複するものの届出については、添付書類は不要です。

※4 通所リハビリテーションに係る届出を出した場合には、介護予防通所リハビリテーションにおける届出事項で通所リハビリテーションの届出と重複するものの届出については、添付書類は不要です。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 提出書類一覧表(介護老人保健施設)

施設で新たに算定する加算(変更含む)場合は、添付書類が必要となります。

項 目		必要書類
必 須		☐ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 高齢1)
必 須		☐ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 高齢2)
添付書類 (該当する加算等のみ)	施設等の区分(基本型・在宅強化型)	☐ 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費(別紙 高齢3-1)(計算書3-1-1) ※令和3年9月まで ☐ 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費(別紙 高齢3-2)(計算書3-2-2) ※令和3年10月以降
	施設等の区分(療養型)	☐ 介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費(別紙 高齢4)
	夜間勤務条件基準	☐ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙 高齢6-1)～(別紙 高齢6-2)※該当するもの
	職員の欠員による減算の状況	☐ 変更理由書(別紙 高齢5) ☐ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙 高齢6-1)～(別紙 高齢6-3)※該当するもの ☐ 組織図 ☐ 資格証の写し
	ユニットケア体制	☐ なし
	身体拘束廃止取組の有無	☐ なし
	安全管理体制	☐ なし
	栄養ケア・マネジメントの実施の有無	☐ 栄養マネジメントに関する届出書(別紙 高齢7) ☐ 資格証等の写し ☐ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙 高齢6-1)～(別紙 高齢6-3)※該当するもの
	夜勤職員配置加算	☐ 夜勤職員配置加算に係る確認書(別紙 高齢8) ☐ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙 高齢6-1)～(別紙 高齢6-2)※該当するもの
	認知症ケア加算	☐ 認知症専門等となる施設(フロア)の図面及び写真 ☐ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙 高齢6-1)～(別紙 高齢6-3)※該当するもの
	若年性認知症入所者受入加算	☐ 若年性認知症入所者(利用者)受入加算に関する届出書(別紙 高齢9)
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	☐ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙 高齢3-1)(計算書3-1-1) ※令和3年9月まで (別紙 高齢3-2)(計算書3-2-2) ※令和3年10月以降
	ターミナルケア体制	☐ なし
	栄養マネジメント強化加算体制	☐ 栄養マネジメントに関する届出書(別紙 高齢7) ☐ 資格証等の写し ☐ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙 高齢6-1)～(別紙 高齢6-3)※該当するもの
	療養食加算	☐ 療養食加算に関する届出書(別紙 高齢10)
	認知症専門ケア加算	☐ 認知症専門ケア加算に関する確認書(別紙 高齢11)
	リハビリ計画書情報加算	☐ なし
	褥瘡マネジメント加算	☐ 褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙12)
	排せつ支援加算	☐ なし
	自立支援促進加算	☐ なし
	科学的介護推進体制加算	☐ なし
	安全対策体制	☐ 受講した研修の修了書(写し) ☐ 受講した研修の内容が分かるもの(写し)
	サービス提供体制強化加算	☐ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 高齢13) ☐ サービス提供体制強化加算に関する確認書(別紙 高齢13-1)～(別紙 高齢13-8)※該当するもの
	特別療養費加算項目	☐ なし
	療養体制維持特別加算Ⅰ	☐ なし
	療養体制維持特別加算Ⅱ	☐ 療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出(別紙 高齢4)
	リハビリテーション提供体制	☐ なし

(別紙 高齢1)

受付番号	
------	--

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
名称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

(記名押印又は署名)

事業所所在地市町村番号	
-------------	--

届出者	フリガナ 名称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市 (ビルの名称等)						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	法人の種別			法人所轄庁				
	代表者の職・氏名	職名			氏名			
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市						
事業所・施設の状況	フリガナ 事業所・施設の名称							
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	管理者の氏名							
	管理者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市						
届出を行う事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分			異動(予定)年月日	異動項目(※変更の場合)
	訪問介護			1新規	2変更	3終了		
	訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了		
	訪問看護			1新規	2変更	3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	居宅療養管理指導			1新規	2変更	3終了		
	通所介護			1新規	2変更	3終了		
	通所リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了		
	短期入所療養介護			1新規	2変更	3終了		
	特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了		
	福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防訪問看護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			1新規	2変更	3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	介護予防短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了		
施設	介護老人福祉施設			1新規	2変更	3終了		
	介護老人保健施設			1新規	2変更	3終了		
	介護療養型医療施設			1新規	2変更	3終了		
	介護医療院			1新規	2変更	3終了		
介護保険事業所番号								
医療機関コード等								
特記事項	変 更 前			変 更 後				
関係書類		別添のとおり						

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
- 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

-73-

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その 他 該 当 す る 体 制 等				LIFEへの登録	割引
52	介護保健施設	9 介護保健施設 (IV) A ユニット型 介護保健施設 (IV)	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型			1 なし 2 あり	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士				
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
			身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型				
			安全管理体制	1 減算型 2 基準型				
			栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり				
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり				
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり				
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり				
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり				
			栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり				
			療養食加算	1 なし 2 あり				
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ				
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ				

B 加算・減算の適用要件

○介護老人保健施設サービス

1. 夜勤減算 (97/100)

夜勤を行う職員の員数について、ある月（暦月）に基準に満たない事態が、2日以上連続するか、4日以上発生した場合、その翌月のすべての入所者等について所定単位数が97％に減算となる。

※ 夜勤を行う職員（看護職員又は介護職員）の定義

夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間（原則として事業所又は施設ごとに設定）において夜勤を行う職員

※ 夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わない。

また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合においては、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるように職員を配置することとする。

なお、この場合において、整数部分の員数に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間帯である必要はない。当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間に充てるよう努めることとする。

		夜勤を行う看護職員又は 介護職員の数		その他の要件（ユニット以外・ユニットとも）
		ユニット以外の部分	ユニット部分	
療養型老健以外 （Ⅰ）（Ⅳ）		2人以上（入所者数が40以下の介護老人保健施設で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上）	2ユニットごとに1人以上	
療養型老健	（Ⅱ）	同上	同上	夜勤を行う看護職員の数 $\geq$ 入所者等の数 $\div 4.1$
	（Ⅲ）	2人以上（常時、緊急時連絡体制を整備しているものにあっては、1人以上）	同上	看護職員により、または病院・診療所もしくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること

2. 定員超過利用減算 (70/100)

月平均の入所者数（短期入所療養介護の利用者を含む）が運営規程に定める入所定員を超過した場合は、該当月の翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、すべての入所者等（短期入所療養介護の利用者を含む）について所定単位数が70％に減算となる。

※ 月平均の入所者数は暦月で計算し、小数点以下を切り上げる。

3. 人員基準欠如減算 (70/100)

○ 看護職員、介護職員の数が人員基準から

- ・ 1割を超えて減少した場合は、該当月の翌月から解消月まで
- ・ 1割の範囲内で減少した場合は、該当月の翌々月から解消月まで（翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）

- 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員の数が人員基準から欠如した場合は、該当月の翌々月から解消月まで（翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）全ての入所者等について所定単位数が70%に減算となる。

4. ユニットケアに関する減算 (1日につき97/100)

1. 日中については、ユニット毎に常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
2. ユニット毎に、常勤のユニットリーダーを配置する。

ある月（暦月）において上記の基準を満たさない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、ユニット部分の入所者全員について、1日につき所定単位数の97%に相当する単位数を算定する。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）

5. 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき所定単位数の10/100減算)

施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、身体拘束等を行う場合の記録を行っていない場合及び下記運営基準に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算する。

記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的（年2回以上）な研修又は新規採用時の研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について、所定単位数から減算することとなる。

- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第13条第4項、第5項及び第6項（ユニット型は第43条第6項、第7項及び第8項）

第13条

- 4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行ってはならない。
- 5 介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

6. 安全管理体制未実施減算 (1日につき5単位所定単位数から減算)

厚生労働大臣が定める基準【平成27年厚生労働省告示第95号89の2】を満たさない場合。

【平成27年厚生労働省告示第95号89の2】

介護老人保健施設基準第36条第1項に規定する基準に適合していること。

第36条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

<留意点>

安全管理体制未実施減算については、介護老人保健施設基準第36条第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数から減算することとする。

7. 栄養管理に係る減算 (1日につき14単位所定単位数から減算)

(令和6年4月1日から適用)

厚生労働大臣が定める基準【平成27年厚生労働省告示第95号89の3】を満たさない場合。

【平成27年厚生労働省告示第95号89の3】

介護老人保健施設基準第2条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること及び介護老人保健施設基準第17条の2に規定する基準のいずれにも適合すること。

第2条 栄養士又は管理栄養士の員数を1以上配置すること。

第17条の2 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

<留意点>

栄養管理に係る減算については、介護老人保健施設基準第2条に定める栄養士又は管理栄養士の員数若しくは第17条の2（第50条準用含）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）。

8. 夜勤職員配置加算 (1日につき24単位)

- 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、
 - ・ 入所者等の数が41以上の場合
入所者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上、かつ、2を超える。
 - ・ 入所者等の数が40以下の場合
入所者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上、かつ、1を超える。

○ 留意事項

※ 夜勤を行う職員の数は、「一日平均夜勤職員数」とする。「一日平均夜勤職員数」は、

暦月毎に夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間）における延夜勤時間数を、当該月の日数に 16 を乗じて得た数で除して算定し、小数点第 3 位以下を切り捨てる。

※ 認知症ケア加算を算定している介護老人保健施設の夜勤職員配置加算の基準については認知症専門棟とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

9. 短期集中リハビリテーション実施加算 (1 日につき 240 単位)

入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して 3 月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、1 日につき 240 単位を所定単位数に加算する。

○ 留意事項

※ 集中的なリハビリテーションとは、20 分以上の個別リハビリテーションを、1 週につきおおむね 3 日以上実施する場合をいう。

※ 当該入所者が過去 3 月間の間に、介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定できる。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・ 入所者が過去 3 月間の間に、介護老人保健施設に入所したことがあり、4 週間以上の入院後に介護老人保健施設に再入所した場合で、短期集中リハビリテーションの必要性が認められる者。
- ・ 入所者が過去 3 月間の間に、介護老人保健施設に入所したことがあり、4 週間未満の入院後に介護老人保健施設に再入所した場合で、次に定める状態である者。
 - ① 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、脳外傷、脳炎、急性脳症（低酸素脳症等）、髄膜炎等を急性発症した者
 - ② 上・下肢の複合損傷（骨、筋・腱・靱帯、神経、血管のうち 3 種類以上の複合損傷）、脊椎損傷による四肢麻痺（一肢以上）、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断（義肢）、運動器の悪性腫瘍等を急性発症した運動器疾患又はその手術後の者

10. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (1 日につき 240 単位)

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、入所の日から起算して 3 月以内の期間に限り、1 週に 3 日を限度として 1 日につき 240 単位を所定単位数に加算する。

- リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
- リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

○ 留意事項

※ 認知症短期集中リハビリテーションは、認知症入所者の在宅復帰を目的として行うものであり、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを週 3 日、実施することを標準とする。

※ 精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の入所者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、在宅復帰に向けた生活機能の改善を目的として、リハビリテーション実施計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施した場合に算定できる。

なお、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムは認知症に対して効果の期待できるものであること。

- ※ 当該リハビリテーションに関わる医師は精神科医師又は神経内科医師を除き、認知症に対するリハビリテーションに関する研修を修了していること。
 なお、認知症に対するリハビリテーションに関する研修は、認知症の概念、認知症の診断、及び記憶の訓練、日常生活活動の訓練等の効果的なリハビリテーションのプログラム等から構成されており、認知症に対するリハビリテーションを実施するためにふさわしいと認められるものであること。
- ※ 1人の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1人の入所者に対して個別に行った場合のみ算定する。
- ※ 入所者に対して個別に20分以上当該リハビリテーションを実施した場合に算定する。(時間が20分に満たない場合は、介護保健施設サービス費に含まれる。)
- ※ 対象となる入所者は、MMSE 又は HDS-R において、おおむね5～25点に相当する者とする。
- ※ 当該リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、訓練評価、担当者等)は利用者ごとに保管されていること。
- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合であっても、別途当該加算を算定できる。
- ※ 当該入所者が過去3月の間に、当該リハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定する。

11. 認知症ケア加算 (1日につき 76 単位)

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

- 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の入所者と他の入所者とを区別していること。
- 他の入所者と区別して日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスを行うのに適当な施設及び設備を有していること。
 - ・ 専ら日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者を入所させるための施設。(原則として、同一の建物又は階において、他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の入所者を入所させるものでないもの。)
 - ・ 施設の入所定員は40人を標準とすること。
 - ・ 施設に入所定員の1割以上の数の個室を設けていること。
 - ・ 施設に療養室以外の生活の場として入所定員1人当たり面積が2㎡以上のデイルームを設けていること。
 - ・ 施設に日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設であって、30㎡以上の面積を有するものを設けていること。
- 介護老人保健施設サービスの単位ごとの入所者の数について、10人を標準とすること。
- 介護老人保健施設サービスの単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置すること。
- ユニット型でないこと。

○ 留意事項

- ※ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者。
- ※ 従業者が1人1人の入所者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求め

られるので、認知症専門棟における従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

- ・ 日中については入所者10人に対し常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - ・ 夜間及び深夜については、20人に1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- ※ ユニット型介護老人保健施設サービス費を算定している場合は、認知症ケア加算は算定しない。

12. 若年性認知症入所者受入加算 (1日につき 120 単位)

若年性認知症入所者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者）に対して介護保健施設サービスを行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算する。

ただし、「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定している場合は算定しない。

- ※ 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

13. 外泊時の費用 (1日につき 362 単位)

入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定できない。

○ 留意事項

- ※ 入所者の外泊の期間中にそのまま退所した場合、退所した日の外泊時の費用は算定可。
- ※ 入所者の外泊の期間中にそのまま併設医療機関に入院した場合は、入院日以降についての外泊時の費用は算定不可。
- ※ 入所者の外泊の期間中で、かつ、外泊時の費用の算定期間中は、当該入所者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておく事が原則である。しかし、当該入所者の同意があれば、そのベッドを短期入所療養介護に活用する事は可能であるが、この場合は、外泊時の費用の算定はできない。
- ※ 1回の外泊で月をまたがる場合には、最大で連続13泊（12日分）までの外泊時の費用の算定が可能。このように月を連続してまたがる場合にのみ最大12日分の算定ができ、毎月ごとに6日分の外泊時の費用の算定ができるものではない。
- ※ 「外泊」には入所者の親戚の家における宿泊、子供又はその家族と旅行に行く場合の宿泊等も含む。
- ※ 外泊の期間中は、当該入所者については、居宅介護サービス費は算定できない。

14. 外泊時在宅サービスの費用 (1日につき 800 単位)

入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、外泊時の費用に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

○ 留意事項

- ※ 外泊時在宅サービスの提供を行うに当たっては、その病状及び身体の状態に照らし、医師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により、その居宅において在宅サービス利用を行う必要性があるかどうか検討すること。
- ※ 当該入所者又は家族に対し、この加算の趣旨を十分説明し、同意を得た上で実施すること。
- ※ 外泊時在宅サービスの提供に当たっては、介護老人保健施設の介護支援専門員が、外泊時

利用サービスに係る在宅サービスの計画を作成するとともに、従業者又は指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮した計画を作成すること。

※ 家族等に対し次の指導を事前に行うことが望ましいこと。

- ・ 食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導
- ・ 当該入所者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導
- ・ 家屋の改善の指導
- ・ 当該入所者の介助方法の指導

※ 外泊時在宅サービス利用の費用の算定期間中は、施設の従業者又は指定居宅サービス事業者等により、計画に基づく適切な居宅サービスを提供することとし、居宅サービスの提供を行わない場合はこの加算は対象とならないこと。

※ 加算の算定期間は、1月につき6日以内とする。

※ 利用者の外泊期間中は、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所療養介護に活用することは可能であること。この場合において外泊時在宅サービス利用の費用を併せて算定することはできないこと。

15. 従来型個室についての経過措置

平成17年9月30日において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するものに対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、当分の間、多床室の介護保健施設サービス費を算定する。

○ 次のいずれかに該当する場合は、個室であっても、多床室の介護保健施設サービス費を算定する。（ユニット型老健は対象外）

- ・ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの。
- ・ 8㎡以下の従来型個室に入所する者。
- ・ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者。
- ・ ターミナルケア加算を算定する場合に、個室を希望し、個室に移行した場合の入所者。

16. ターミナルケア加算

【（ユニット型）介護老人保健施設】（従来型老健）

死亡日以前31日以上45日以下については 80単位/日

死亡日以前4日以上30日以下については 160単位/日

死亡日の前日及び前々日については 820単位/日

死亡日については 1650単位/日

【（ユニット型）介護療養型老人保健施設】（転換型老健）

死亡日以前31日以上45日以下については 80単位/日

死亡日以前4日以上30日以下については 160単位/日

死亡日の前日及び前々日については 850単位/日

死亡日については 1700単位/日

を死亡月に所定単位数に加算する。

ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。

入所者本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りが出来るよう支援する。

○ 入所者要件

- ・ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。
- ・ 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成され

ていること。

- ・ 医師、看護師、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、ターミナルケアが行われていること。

○ 留意事項

- ※ 死亡日を含めて45日を上限として、施設において行ったターミナルケアを評価する。
- ※ 死亡前に他の医療機関等に移った場合又は自宅等に戻った場合は、当該施設においてターミナルケアを直接行っていない退所した日の翌日から死亡日までの期間は算定できない。
(退所した日の翌日から死亡日までの期間が45日以上あった場合には、ターミナルケア加算を算定することはできない。)
- ※ なお、ターミナルケアに係る計画の作成及びターミナルケアにあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。
- ※ 施設を退所した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、ターミナルケア加算は死亡月にまとめて算定することから、入所者側にとっては、当該施設に入所していない月についても自己負担を請求されることになるため、入所者が退所する際、退所の翌月に亡くなった場合に、前月分のターミナルケア加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要。
- ※ 施設は、施設退所後も、継続して入所者の家族指導等を行うことが必要であり、入所者の家族等との継続的な関わりの中で、入所者の死亡を確認することが可能である。
- ※ 外泊又は退所の当日についてターミナルケア加算を算定できるかどうかは、当該日に所定単位数を算定するかどうかによる。したがって、入所者が外泊した場合（外泊加算を算定した場合を除く。）には、当該外泊期間が死亡日以前45日の範囲内であれば、当該外泊期間を除いた期間について、ターミナルケア加算の算定が可能。
- ※ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、その説明日時、内容等を記録するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。

また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来所が見込めないような場合も、医師、看護職員、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が入所者の状態等に応じて随時、入所者に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っていると思われる場合には、ターミナルケア加算の算定は可能。

この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来所がなかった旨を記載しておくことが必要である。

なお、家族が入所者の看取りについて共に考えることは極めて重要であり、施設としては、一度連絡を取ったにもかかわらず来所がなかったとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながらターミナルケアを進めていくことが重要である。

- ※ ターミナルケア加算を算定するに当たっては、本人又はその家族が個室でのターミナルケアを希望する場合には、当該施設は、その意向に沿えるよう考慮すべきである。なお、個室に移行した場合の入所者については、個室であっても、多床室のサービス費を算定する。

17. 在宅復帰・在宅療養支援機能加算

○ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I) 34 単位/日

介護保健施設サービス費(I)の(i)(iii)又はユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(i)若しくは経過ユニット型介護保健施設サービス費(i)のいずれかを算定しており(算定根拠の資料を整備しておくこと)、次のいずれにも該当している場合に算定できる。

1 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)の基準

(1) 次に掲げる算式により算定した数が40以上であること。

$$A + B + C + D + E + F + G + H + I + J$$

この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A 算定日が属する月の前6月間において、退所者のうち、居宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が100分の50を超える場合は20、100分の50以下であり、かつ、100分の30を超える場合は10、100分の30以下である場合は0となる数
- B 30.4を当該施設の平均在所日数で除して得た数が100の10以上である場合は20、100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は10、100分の5未満である場合は0となる数
- C 算定日が属する月の前3月間において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合も含む。）を行った者の占める割合が100分の30以上である場合は10、100分の30未満であり、かつ、100分の10以上である場合は5、100分の10未満である場合は0となる数
- D 算定日が属する月の前3月間において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。）の占める割合が100の30以上である場合は10、100分の30未満であり、かつ、100分の10以上である場合は5、100分の10未満である場合は0となる数
- E 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）において全てのサービスを実施している場合は5、いずれか2種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施しているときは3、いずれか2種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施していないときは1、いずれか1種類のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は0となる数
- F 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が5以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に100を乗じた数がそれぞれ0.2以上である場合は5、5以上の場合は3、5未満であり、かつ、3以上である場合は2、3未満である場合は0となる数
- G 当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が3以上の場合は5、3未満であり、かつ、2以上の場合は3、2未満の場合は0となる数
- H 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の50以上である場合は5、100分の50未満であり、かつ、100分の35以上である場合は3、100分の35未満である場合は0となる数
- I 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が100分の10以上である場合は5、100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は3、100分の5未満である場合は0となる数
- J 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合が100分の10以上である場合は5、100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は3、100分の5未満である場合は0となる数

(2) 地域に貢献する活動を行っていること。

○ 留意事項

1 (1) の基準について

- A Aの基準における居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。また、この基準において、算定日が属する月の前6月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合については、以下の式により計算すること。
- (a) (i)に掲げる数÷((ii)に掲げる数－(iii)に掲げる数)
- (i) 算定日が属する月の前6月間における居宅への退所者で、当該施設における入所期間が1月間を超えていた者の延数
- (ii) 算定日が属する月の前6月間における退所者の延数
- (iii) 算定日が属する月の前6月間における死亡した者の総数
- (b) (a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、1週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
- (c) 退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護若しくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
- (d) (a)の分母((ii)に掲げる数－(iii)に掲げる数)が0の場合、算定日が属する月の前6月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合は0とする。
- B Bの基準における、30.4を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数については、短期入所療養介護の利用者を含まないものとする。また、平均在所日数については、直近3月間の数値を用いて、以下の式により計算すること。
- (a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数
- (i) 当該施設における直近3月間の延入所者数
- (ii) (当該施設における当該3月間の新規入所者の延数＋当該施設における当該3月間の新規退所者数)÷2
- (b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
- (c) (a)において新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者（以下「新規入所者」という。）の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。
- また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者は、新規入所者として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、1週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。
- (d) (a)において新規退所者数とは、当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者に含むものである。
- ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、1週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。
- C Cの基準における、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。
- (a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数
- (i) 算定日が属する月の前3月間における新規入所者のうち、入所期間が1月以上であると見込まれる入所者であって、入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の延数
- (ii) 算定日が属する月の前3月間における新規入所者の延数
- (b) (a)において居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものであり、(a)の(i)には、退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該

者の同意を得て、当該社会福祉施設等（居宅のうち自宅を除くもの。）を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。

- (c) (a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、1週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。
- (d) (a)において、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うこととは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、必要な情報を収集するとともに、当該入所者が退所後生活する居宅の状況に合わせ、入所者の意向を踏まえ、入浴や排泄等の生活機能について、入所中に到達すべき改善目標を定めるとともに当該目標に到達するために必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行い、それらを踏まえ退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことである。また、指導日及び指導内容の要点については診療録等に記載すること。
- (e) (a)の分母（(ii)に掲げる数）が0の場合、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合は0とする。

D Dの基準における、新規退所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

- (a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数
 - (i) 算定日が属する月の前3月間における新規退所者のうち、入所期間が1月以上の退所者であって、退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の延数
 - (ii) 算定日が属する月の前3月間における居宅への新規退所者の延数
- (b) (a)において居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものであり、(a)には、退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等（居宅のうち自宅を除くもの。）を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
- (c) (a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、1週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
- (d) (a)において、退所後の療養上の指導とは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、①食事、入浴、健康管理等居宅療養に関する内容、②退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の内容、③家屋の改善の内容及び④退所する者の介助方法の内容について必要な情報を収集するとともに、必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行うことをいう。また、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。

なお、同一の入所者について、当該退所後の療養上の指導のための訪問と基準Cで規定する退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定するための訪問を同一日に行った場合には、d(a)の(i)に掲げる数には含めない。

- (e) (a)の分母（(ii)に掲げる数）が0の場合、退所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合は0とする。

E Eの基準については、当該施設において、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を用いるこ

と。

ただし、当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含むことができる。

F Fの基準における、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数÷(iii)に掲げる数×(iv)に掲げる数×100

(i) 算定日が属する月の前3月間における理学療法士等の当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数

(ii) 理学療法士等が当該3月間に勤務すべき時間（当該3月間における1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）

(iii) 算定日が属する月の前3月間における延入所者数

(iv) 算定日が属する月の前3月間の日数

(b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。

(c) (a)において理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。

(d) (a)の(ii)において、当該3月間に勤務すべき時間数の算出にあつては、常勤換算方法で用いる当該者の勤務すべき時間数を用いることとし、例えば、1週間単位で勤務すべき時間数を規定している場合には、1週間に勤務すべき時間数を7で除した数に当該3月間の日数を乗じた数を用いることとする。なお、常勤換算方法と同様に、1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。

G Gの基準において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数÷(iii)に掲げる数×(iv)に掲げる数×100

(i) 算定日が属する月の前3月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数

(ii) 支援相談員が当該3月間に勤務すべき時間（当該3月間中における1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）

(iii) 算定日が属する月の前3月間における延入所者数

(iv) 算定日が属する月の前3月間の延日数

(b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。

(c) (a)において支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。

① 入所者及び家族の処遇上の相談 ② レクリエーション等の計画、指導 ③ 市町村との連携 ④ ボランティアの指導

H Hの基準における、入所者のうち要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 算定日が属する月の前3月間における要介護4若しくは要介護5に該当する入所者延日数

(ii) 当該施設における直近3月間の入所者延日数

I Iの基準における、入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 当該施設における直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を実施した延入所者数

(ii) 当該施設における直近3月間の延入所者数

J Jの基準における、入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合については、以下

の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 当該施設における直近3月間の入所者ごとの経管栄養を実施した延入所者数

(ii) 当該施設における直近3月間の延入所者数

2 「地域に貢献する活動」とは、以下の考え方によるものとする。

(1) 地域との連携については、基準省令第35条において、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないと定めているところであるが、当該基準においては、自らの創意工夫によって更に地域に貢献する活動を行うこと。

(2) 当該活動は、地域住民への介護予防を含む健康教室、認知症カフェ等、地域住民相互及び地域住民と当該介護老人保健施設の入所者等との交流に資するなど地域の高齢者に活動と参加の場を提供するものであるよう努めること。

○ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅱ) 46 単位/日

介護保健施設サービス費 (Ⅰ) の(ii)(iv)及びユニット型介護保健施設サービス費 (Ⅰ) の(ii)(iv)のいずれかを算定しており(算定根拠等の関係書類を整備しておくこと)、在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ) の1 (1)に掲げる算定式により算定した数が70以上である場合及び入所者に対し、少なくとも週3回程度リハビリテーション(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別に20分以上を週3回)の実施をしている場合算定する。

18. 初期加算 (1日につき 30 単位)

入所した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

○ 留意事項

※ 入所者については、施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限って、1日につき30単位を加算する。

※ 「入所日から30日間」中に外泊を行った場合、当該外泊を行っている間は、初期加算を算定できない。

※ 当該施設における過去の入所及び短期入所療養介護との関係

・ 当該入所者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該施設に入所したことがない場合に限り算定できる。

・ 当該施設の短期入所療養介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合については、初期加算は入所直前の短期入所療養介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定する。

19. 再入所時栄養連携加算 (入所者1人につき1回限り 200 単位)

介護老人保健施設に入所(以下「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所(以下「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要とされていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、「7. 栄養管理に係る減算」を算定している場合は、算定しない。

○ 留意事項

- ※ 介護老人保健施設の入所時に経口により食事を摂取していた者が、入院中に経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった場合であって、退院後直ちに再度当該施設に入所した場合を対象とすること。なお、嚥下調整食は、硬さ、付着性、凝集性などに配慮した食事であって、日本摂食嚥下リハビリテーション学会の分類に基づくものをいう。
- ※ 当該施設の管理栄養士が当該者の入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、当該医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成すること。
指導又はカンファレンスへの同席は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、当該者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該者等の同意を得なければならない。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。
- ※ 当該栄養ケア計画について、二次入所後に入所者又はその家族の同意が得られた場合に算定すること。

20. 入所前後訪問指導加算

- 入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 450 単位
- 入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 480 単位

入所前後訪問指導加算（Ⅰ）及び入所前後訪問指導加算（Ⅱ）は同時に算定することはできない。

○ 留意事項

- ※ 入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に、入所中1回を限度として算定する。
- ※ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）は、施設サービス計画の策定等にあたり、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員等の職種が会議を行い、次のイ及びロを共同して定めた場合に、入所中に1回に限り加算を行うものである。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。
 - イ 生活機能の具体的な改善目標
当該入所予定者が退所後生活する居宅の状況に合わせ、また入所予定者及びその家族等の意向を踏まえ、入浴や排泄等の生活機能について、入所中に到達すべき具体的な改善目標を定めること。
 - ロ 退所後の生活に係る支援計画
入所予定者の生活を総合的に支援するため、入所予定者及びその家族等の意向を踏まえた施設及び在宅の双方にわたる切れ目のない支援計画を作成すること。当該支援計画には、反復的な入所や併設サービスの利用、インフォーマルサービスの活用等を広く含む得るものであること。当該支援計画の策定に当たっては、終末期の過ごし方及び看取りについても話し合いを持つように努め、入所予定者及びその家族等が希望する場合には、その具体的な内容を支援計画に含むこと。
- ※ 入所前に居宅を訪問した場合は入所日に算定し、入所後に訪問した場合は訪問日に算定すること。
- ※ 次の場合は算定できない。
 - ・ 病院又は診療所のみを訪問し、居宅を訪問しない場合

- ・ 他の介護保険施設のみを訪問し、居宅を訪問しない場合
 - ・ 予定の変更に伴い、入所しなかった場合
- ※ 入所前後訪問指導は、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して行うこと。
- ※ 入所前後訪問指導は、入所者及びその家族等のいずれにも行うこと。
- ※ 入所前後訪問指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。

退所時等支援等加算

退所時等支援加算（21、22、23） 訪問看護指示加算（24）

21. 試行的退所時指導加算（入所者 1 人につき 1 月に 1 回限り 400 単位）

退所が見込まれる入所期間が 1 月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から 3 月の間に限り、入所者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として算定する。

○ 留意事項

- ※ 試行的退所時指導の内容は、次のようなものであること。
- ・ 食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導
 - ・ 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導
 - ・ 家屋の改善の指導
 - ・ 退所する者の介助方法の指導
- ※ 算定を行う場合の留意点
- ・ 試行的退所を行うに当たっては、その病状及び身体の状態に照らし、退所して居宅において生活ができるかどうかについて医師、薬剤師（配置されている場合に限る）、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により、退所して、その居宅において療養を継続する可能性があるかどうか検討すること。
 - ・ 当該入所者又は家族に対し、趣旨を十分説明し、同意を得た上で実施すること。
 - ・ 試行的退所中の入所者の状況の把握を行っている場合にあっては、外泊時加算を併せて算定することが可能であること。
 - ・ 入所者の試行的退所期間中は、当該入所者の同意があり外泊時加算を算定していない場合は、そのベッドを短期入所療養介護に活用することが可能であること。
 - ・ 試行的退所期間中は、介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス、同法第 8 条第 1 4 項に規定する地域密着型サービス、同法第 8 条の 2 第 1 4 項に規定する介護予防サービス等の利用はできないこと。
 - ・ 試行的退所が終了してもその居宅に退所できない場合においては、その居宅において療養が続けられない理由等を分析した上でその問題解決に向けたリハビリ等を行うため、施設サービス計画の変更を行うとともに適切な支援を行うこと。
 - ・ 試行的退所時指導加算は、次の場合には算定できない。
 - ・ 退所して病院又は診療所へ入院する場合
 - ・ 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
 - ・ 死亡退所の場合
 - ・ 試行的退所時指導は、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して行うこと。
 - ・ 試行的退所時指導は、入所者及びその家族等のいずれにも行うこと。
 - ・ 試行的退所時指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。

22. 退所時情報提供加算 (入所者 1 人につき 1 回限り 500 単位)

入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

○ 留意事項

- ※ 退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たっては、事前に主治の医師と調整し、文書に必要な事項を記載の上、入所者又は主治の医師に交付するとともに、交付した文書の写しを診療録に添付すること。また、当該文書に入所者の諸検査の結果、日常生活動作能力、心理状態などの心身機能の状態、薬歴、退所後の治療計画等を示す書類を添付すること。
- ※ 退所時情報提供加算は、次の場合には算定できない。
 - ・ 退所して病院又は診療所へ入院する場合
 - ・ 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
 - ・ 死亡退所の場合

23. 入退所前連携加算 (入所者 1 人につき 1 回限り、(Ⅰ)600 単位、(Ⅱ)400 単位)

入退所前連携加算(Ⅰ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合する場合に、入退所前連携加算(Ⅱ)については、ロに掲げる基準に適合する場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度として算定する。ただし、入退所前連携加算(Ⅰ)を算定している場合は、入退所前連携加算(Ⅱ)を算定しない。

- イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めること。
- ロ 入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

○ 留意事項

※ 入退所前連携加算(Ⅰ)

- イ 入所期間が 1 月を超えることが見込まれる入所者について、入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、退所後の生活を見据え、退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用方針を定めること。
- ロ ① 加算については、入所期間が 1 月を超える入所者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り退所日に加算を行うものであること。
- ② 退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行うこと。
- ハ ① 試行的退所時指導加算は、次の場合には算定できない。

- ・ 退所して病院又は診療所へ入院する場合
- ・ 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
- ・ 死亡退所の場合

② 試行的退所時指導は、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して行うこと。

※ 入退所前連携加算(Ⅱ)

イ ① 加算については、入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に、入所者1人につき1回に限り退所日に加算を行うものであること。

② 退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行うこと。

ロ ① 試行的退所時指導加算は、次の場合には算定できない。

- ・ 退所して病院又は診療所へ入院する場合
- ・ 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
- ・ 死亡退所の場合

② 試行的退所時指導は、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して行うこと。

24. 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回限り 300単位)

入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る）の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合にあっては訪問看護サービスに係る指示書をいい、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合にあたっては看護サービスに係る指示書をいう）を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

○ 留意事項

※ 介護老人保健施設から交付される訪問看護指示書に指示期間の記載がない場合は、その指示期間は一月であるものとみなす。

※ 訪問看護指示書は、診療に基づき速やかに作成・交付すること。

※ 訪問看護指示書は、特に退所する者の求めに応じて、退所する者又はその家族等を介して訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所に交付しても差し支えない。

※ 交付した訪問看護指示書の写しを診療録等に添付すること。

※ 訪問看護の指示を行った介護老人保健施設は、訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所からの訪問看護の対象者についての相談等に懇切丁寧に応じること。

25. 栄養マネジメント強化加算 (1日につき11単位)

別に厚生労働大臣が定める基準【平成27年厚労省告示第95号90の2】に適合する介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、「7. 栄養管理に係る減算」を算定している場合は、算定しない。

【平成 27 年厚労省告示第 95 号 90 の 2 において 65 の 3 準用】

次に掲げる基準のいずれも適合すること。

- イ 管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を 50 で除して得た数以上配置していること。
ただし、常勤の栄養士を 1 名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を 70 で除して得た数以上配置していること。
- ロ 低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。
- ハ ロに規定する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること。
- ニ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ホ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと

＜留意点＞

- ① 栄養マネジメント強化加算は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに大臣基準第 65 号の 3 に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して算定できるものであること。
- ② 大臣基準第 65 号の 3 イに規定する常勤換算方法での管理栄養士の員数の算出方法は、以下のとおりとする。なお、当該算出にあたり、調理業務の委託先において配置される栄養士及び管理栄養士の数は含むことはできないこと。また、給食管理を行う常勤の栄養士が 1 名以上配置されている場合は、管理栄養士が、給食管理を行う時間を栄養ケア・マネジメントに充てられることを踏まえ、当該常勤の栄養士 1 名に加えて、管理栄養士を常勤換算方式で、入所者の数を 70 で除して得た数以上配置していることを要件とするが、この場合における「給食管理」とは、給食の運営を管理として行う、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理及び労働衛生管理を指すものであり、これらの業務を行っている場合が該当すること。なお、この場合においても、特別な配慮を必要とする場合など、管理栄養士が給食管理を行うことを妨げるものではない。
 - イ 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算出するものとし、小数点第 2 位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に減少した場合は、1 月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。
 - ロ 員数を算定する際の入所者数は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、入所者数の平均は、前年度の全入所者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均入所者の算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。
- ③ 当該加算における低栄養状態のリスク評価は、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について」第 4 に基づき行うこと。ただし、低栄養状態のリスクが中リスク者のうち、経口による食事の摂取を行っておらず、栄養補給法以外のリスク分類に該当しない場合は、低リスク者に準じた対応とすること。

④ 低栄養状態のリスクが、中リスク及び高リスクに該当する者に対し、管理栄養士等が以下の対応を行うこと。

イ 基本サービスとして、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成する栄養ケア計画に、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法や食事の観察の際に特に確認すべき点等を示すこと。

ロ 当該栄養ケア計画に基づき、食事の観察を週3回以上行い、当該入所者の栄養状態、食事摂取量、摂食・嚥下の状況、食欲・食事の満足感、嗜好を踏まえた食事の調整や、姿勢、食具、食事の介助方法等の食事環境の整備等を実施すること。食事の観察については、管理栄養士が行うことを基本とし、必要に応じ、関連する職種と連携して行うこと。やむを得ない事情により、管理栄養士が実施できない場合は、介護職員等の他の職種の者が実施することも差し支えないが、観察した結果については、管理栄養士に報告すること。

なお、経口維持加算を算定している場合は、当該加算算定に係る食事の観察を兼ねても差し支えない。

ハ 食事の観察の際に、問題点が見られた場合は、速やかに関連する職種と情報共有を行い、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき対応すること。

ニ 当該入所者が退所し、居宅での生活に移行する場合は、入所者又はその家族に対し、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。また、他の介護保険施設や医療機関に入所（入院）する場合は、入所中の栄養管理に関する情報（必要栄養量、食事摂取量、嚥下調整食の必要性（嚥下食コード）、食事上の留意事項等）を入所先（入院先）に提供すること。

⑤ 低栄養状態のリスクが低リスクに該当する者については、④ロに掲げる食事の観察の際に、あわせて食事の状況を把握し、問題点が見られた場合は、速やかに関連する職種と情報共有し、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき対応すること。

⑥ 大臣基準第65号の3ニに規定する厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）」（以下「LIFE」という。）を用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養ケア計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

26. 経口移行加算（当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り1日につき28単位）

○ 医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に加算する。ただし、「7. 栄養管理に係る減算」を算定している場合は、算定しない。

○ 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

○ 留意事項

- ※ 経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるイからハまでの通り、実施するものとする。
 - イ 現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた者を対象とすること。医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成すること（栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。）。また、当該計画については、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、介護保健施設サービスにおいては、経口移行計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作成に代えることができるものとする。
 - ロ 当該計画に基づき、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援を実施すること。経口移行加算の算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経管による食事の摂取を終了した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して、180日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。
 - ハ 経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が、入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180日を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとする。ただし、この場合において、医師の指示はおおむね2週間ごとに受けるものとする。
- ※ 経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥性肺炎の危険も生じうることから、次のイからニまでについて確認した上で実施すること。
 - イ 全身状態が安定していること（血圧、呼吸、体温が安定しており、現疾患の病態が安定していること。）。
 - ロ 刺激しなくても覚醒を保っていられること。
 - ハ 嚥下反射が見られること（唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激による喉頭挙上が認められること。）。
 - ニ 咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。
- ※ 経口移行加算を180日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理及び支援を実施した場合は、当該加算は算定できないものとする。
- ※ 入所者の口腔の状態によっては、歯科医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通じて主治の歯科医師への情報提供を実施するなどの適切な措置を講じること。

27. 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400 単位)
経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100 単位)

- 1 (Ⅰ)については、厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に加算する。
ただし、「7. 栄養管理に係る減算」又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

- 2 (Ⅱ)については、協力歯科医療機関を定めている介護老人保健施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

○ 留意事項

※ 経口維持加算(Ⅰ)については、次に掲げるイからハまでの通り、実施するものとする。

イ 現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害(食事の摂取に関する認知機能の低下を含む。以下同じ。)を有し、水飲みテスト(「氷碎片飲み込み検査」、「食物テスト(food test)」、「改訂水飲みテスト」などを含む。以下同じ。)、頸部聴診法、造影撮影(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。以下同じ。)、内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。以下同じ。)等により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合及び食事の摂取に関する認知機能の低下により誤嚥の有無に関する検査を実施することが困難である場合を含む。以下同じ。)ことから、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指示を受けている場合に限る(以下同じ。))。

ロ 月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画の作成を行うとともに、必要に応じた見直しを行うこと。また、当該経口維持計画の作成及び見直しを行った場合においては、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、介護保健施設サービスにおいては、経口維持計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができるものとする。

入所者の栄養管理をするための会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。

ハ 当該経口維持計画に基づき、栄養管理を実施すること。「特別な管理」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいう。

※ 経口維持加算(Ⅱ)における食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師(介護老人保健施設基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定されるものであること。

※ 経口維持加算(Ⅰ)及び経口維持加算(Ⅱ)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているが、やむを得ない理由により、参加すべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とする。

※ 「管理体制」とは、食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との緊密な連携等が迅速に行われる体制とすること。

28. 口腔衛生管理加算 (1月につき、(Ⅰ)90単位・(Ⅱ)110単位)

厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) 90単位
- (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) 110単位

【平成27年厚生省告示第95号69】

イ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。
- (2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。
- (3) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- (4) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。
- (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ロ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

○ 留意事項

- ※ 口腔衛生管理加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生の管理を行い、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合、当該入所者ごとに算定するものである。
- ※ 当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合においては、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。
- ※ 歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔衛生の管理を行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点（ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔衛生の管理を行うにあたり配慮すべき事項とする。）、当該歯科衛生士が実施した口腔衛生の管理の内容、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録を別紙様式3を参考として作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提供すること。
- ※ 当該歯科衛生士は、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。
- ※ 厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム（L I F E）」を用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システ

ム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該支援内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C Aサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

- ※ 本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定された日の属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された場合には算定できない。

29. 療養食加算（1日3回を限度として1回につき6単位）

次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、厚生労働大臣が定める療養食を提供したとき。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において行われていること。

○ 留意事項

- ※ 療養食の加算については、入所者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。
- ※ 加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づいて提供される入所者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいうものであること。
- ※ 前記の療養食の摂取方法については経口又は経管の別を問わないこと。
- ※ 減塩食療法等について
心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。
また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、1日あたり総量6.0g未満の減塩食をいうこと。
- ※ 肝臓病食について
肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。）等をいうこと。
- ※ 胃潰瘍食について
十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。
- ※ 貧血食の対象者となる入所者等について
療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dℓ以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。

- ※ 高度肥満症に対する食事療法について
高度肥満症(肥満度が+70%以上又はBMIが35以上)に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。
- ※ 特別な場合の検査食について
特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。
- ※ 脂質異常症食の対象となる入所者等について
療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140mg/dℓ以上である者又はHDL-コレステロール値が40mg/dℓ未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dℓ以上である者であること。

30. 在宅復帰支援機能加算 (1日につき10単位)

- 入所者の家族との連絡調整を行っていること。
- 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。
- 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が1月間を超えていた者に限る)の占める割合が30%を超えていること。
- 退所者の退所後30日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- 留意事項
 - ※ 「入所者の家族との連絡調整」とは、入所者が在宅へ退所するに当たり、当該入所者及びその家族に対して次に掲げる支援を行うこと。
 - ・ 退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行うこと。
 - ・ 必要に応じ、当該入所者の同意を得て退所後の居住地を管轄する市町村及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターに対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供すること。
 - ※ 本人家族に対する相談援助の内容は次のようなものであること。
 - ・ 食事、入浴、健康管理等在宅における生活に関する相談援助
 - ・ 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談助言
 - ・ 家屋の改善に関する相談援助
 - ・ 退所する者の介助方法に関する相談援助
 - ※ 算定根拠等の関係書類を整備しておくこと。

31. かかりつけ医連携薬剤調整加算 (入所者1人につき1回限り、(Ⅰ)100単位、(Ⅱ)240単位、(Ⅲ)100単位)

- 別に厚生労働大臣が定める基準【平成27年厚生労働省告示第95号91の2】に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。
 - (1)かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) 100単位
 - (2)かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 240単位

(3)かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 100 単位

厚生労働大臣が定める基準【平成 27 年厚生労働省告示第 95 号 91 の 2】

(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること。
- ロ 入所後 1 月以内に、状況に応じて当該入所者の処方の内容を変更する可能性があることについて当該入所者の主治の医師に説明し、当該主治の医師が合意していること。
- ハ 入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価の内容及び入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後 1 月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。

(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)を算定していること。
- ロ 当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(3) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)を算定していること。
- ロ 当該入所者の 6 種類以上の内服薬が処方されており、介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて 1 種類以上減少させること。
- ハ 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて 1 種類以上減少していること。

○ 留意事項

(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)について

- ① かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)は、入所者の薬物療法について、入所中の総合的な評価並びに入所時及び退所時における当該入所者の主治の医師との連携を評価するものであること。
- ② 入所後 1 月以内に、別紙様式 8 を参考に、状況に応じて当該入所者の処方の内容を変更する可能性があることについて主治の医師に説明し、合意していること。その際、処方経緯等の情報を収集することが望ましいこと。
- ③ 入所中は、複数の薬剤の投与により期待される効果と副作用の可能性等について、当該入所者の病状及び生活状況等に伴う服薬アドヒアランスの変動等について十分に考慮した上で、総合的に評価を行うこと。
- ④ 総合的な評価及び変更にあたっては、「高齢者の医薬品適正使用の指針(総論編)」(厚生労働省)、「高齢者の医薬品適正使用の指針(各論編(療養環境別))」(厚生労働省)及び日本老年医学会の関連ガイドライン(高齢者の安全な薬物療法ガイドライン)等を参考にすること。
- ⑤ 退所時又は退所後 1 月以内に、別紙様式 9 を参考に、評価の内容、処方内容の変更の理由・経緯、変更後の状態等について、主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している場合に、当該入所者一人につき 1 回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。
- ⑥ 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師又は常勤の薬剤師が、高齢者の薬物療法に関する内容を含む研修を受講していること。ただし、高齢者の薬物療法に関する十分な経験を有する医師又は薬剤師については、高齢者の薬物療法に関する研修を受講した者とみなす。また、令和 3 年 10 月 31 日までの間にあっては、研修を受講予定(令和 3 年 4 月以降、受講申込書などを持っている場合)であれば、研修を受講した者とみなすが、

10月31日までに研修を受講していない場合には、4月～10月に算定した当該加算については、遡り返還すること。

- ⑦ 令和3年3月31日までに入所した者について、処方内容の変更について主治の医師と合意しており、③、⑤及び⑥を満たす場合は、算定できる。

(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)について

- ① かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)の算定要件を満たすこと。
② 入所期間が3月以上であると見込まれる入所者であること。
③ 厚生労働省への情報の提出は、入所期間が3月を超えると見込まれる入所者について、「科学的介護情報システム(LIFE)」を用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、入所者の病状、服薬アドヒアランス等に応じた処方の検討(Plan)、当該検討に基づく処方(Do)、処方後の状態等を踏まえた総合的な評価(Check)、その評価結果を踏まえた処方継続又は処方変更(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

(3) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)について

- ① かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)の算定要件を満たすこと。
② 内服を開始して4週間以上経過した内服薬が6種類以上処方されている入所者に対して、入所中に当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整を行い、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ1種類以上減少させ、かつ、退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ継続して1種類以上減少している場合に、当該入所者一人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。
③ 入所時において当該入所者が処方されている内服薬のうち、頓服薬については内服薬の種類数から除外する。また、服用を開始して4週間以内の薬剤については、調整前の内服薬の種類数から除外する。
④ 当該加算の算定における内服薬の種類数の計算に当たっては、錠剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤及び液剤については、1銘柄ごとに1種類として計算する。
⑤ 当該加算を算定するに当たっては、合意した内容や調整の要点を診療録に記載する。

32. 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

1. 緊急時治療管理 1日につき518単位

- 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
- 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

2. 特定治療

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(医科診療報酬点数表)第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

○ 留意事項

※ 入所者の症状が著しく変化し、入院による治療が必要とされる場合には、速やかに協力病院等の病院へ入院させることが必要であるが、こうした場合であっても、介護老人保健施設において緊急その他やむを得ない事情により施設療養を行うときがあるので、緊急時施設療養費は、このような場合に行われる施設療養を評価するために設けられている。

1. 緊急時治療管理

- ・ 入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となる入所者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合に、1日につき518単位を算定する。
- ・ 1回に連続する3日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、例えば、1月に連続しない1日を3回算定する事は認められない。
- ・ 緊急時治療管理と特定治療とは同時に算定することはできない。
- ・ 緊急時治療管理の対象となる入所者は次のとおり。
 - ・ 意識障害又は昏睡
 - ・ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪
 - ・ 急性心不全（心筋梗塞を含む）
 - ・ ショック
 - ・ 重篤な代謝障害
 - ・ その他薬物中毒等で重篤なもの

2. 特定治療

- ・ 介護老人保健施設においてやむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表により算定する点数に10円を乗じた額を算定する。
- ・ 算定できないものは、次のとおり。具体的取扱い、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の取扱いの例による。

（別に厚生労働大臣が定めるもの）

医科診療報酬点数表第2章第7部により点数の算定されるリハビリテーション、同章第9部により点数の算定される処置（同部において医科診療報酬点数表の例によるとされている診療のうち次に掲げるものを含む）、同章第10部により点数の算定される手術及び同章第11部により点数の算定される麻酔のうち、次に掲げるものとする。

- 1 第7部リハビリテーションに掲げるリハビリテーションのうち次に掲げるもの
 - ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（言語聴覚療法に係るものに限る）
 - ・ 摂食機能療法
 - ・ 視能訓練

2 第9部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

① 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- ・ 創傷処置（6000cm²以上のもの（褥瘡に係るものを除く）を除く）
- ・ 熱傷処置（6000cm²以上のものを除く）・重度褥瘡処置
- ・ 長期療養患者褥瘡等処置・精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置
- ・ 爪甲除去（麻酔を要しないもの）・穿刺排膿後薬液注入、
- ・ 空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置・ドレーン法（ドレナージ）
- ・ 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺・胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む）
- ・ 腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む）・喀痰吸引
- ・ 干渉低周波去痰器による喀痰排出・高位浣腸、高圧浣腸、洗腸・摘便
- ・ 腰椎麻酔下直腸内異物除去・腸内ガス排気処置（開腹手術後）
- ・ 酸素吸入・突発性難聴に対する酸素療法・酸素テント
- ・ 間歇的陽圧吸入法、・体外式陰圧人工呼吸器治療
- ・ 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）・非還納性ヘルニア徒手整復法
- ・ 痔核嵌頓整復法（脱肛を含む）

② 救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- ・ 救命のための気管内挿管・体表面ペーシング法又は食道ペーシング法
- ・ 人工呼吸・非開胸的心マッサージ・気管内洗浄・胃洗浄

③ 皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- ・ 皮膚科軟膏処置・いぼ焼灼法・イオントフォレーゼ・臍肉芽腫切除術

④ 泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- ・ 膀胱洗浄（薬液注入を含む）・後部尿道洗浄（ウルツマン）
- ・ 留置カテーテル設置・嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

⑤ 産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- ・ 膣洗浄（熱性洗浄を含む）・子宮頸管内への薬物挿入法

⑥ 眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- ・ 眼処置・義眼処置・睫毛拔去・結膜異物除去

⑦ 耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- ・ 耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢栓除去を含む）
- ・ 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む）
- ・ 口腔、咽頭処置、間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む）
- ・ 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）
- ・ 耳垢栓塞除去（複雑なもの）・ネブライザー・超音波ネブライザー

⑧ 整形外科的処置に掲げる処置（鋼線等による直達牽引を除く）

⑨ 栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- ・ 鼻腔栄養・滋養浣腸

3 第10部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの

- ・ 創傷処理（直径5cm以上で筋肉、臓器に達するものを除く）
- ・ 皮膚切開術（直径20cm未満のものに限る）
- ・ デブリードマン（100cm²未満のものに限る）・爪甲除去術
- ・ ひょう疽手術・風棘手術
- ・ 外耳道異物除去術（極めて複雑なものを除く）・咽頭異物摘出術
- ・ 顎関節脱臼非観血的整復術・血管露出術

4 第11部麻酔に掲げる麻酔のうち次に掲げるもの

- ・ 静脈麻酔、筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔
- ・ 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

5 1～4までに掲げるリハビリテーション、処置、手術又は麻酔に最も近似するものとして医科診療報酬点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション、処置、手術及び麻酔

33. 所定疾患施設療養費

- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者【平成 27 年厚生労働省告示第 94 号 68】に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合（肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行った場合に限る。）は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。
- 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 7 日を限度として算定し、所定疾患施設療養費（Ⅱ）は同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 10 日を限度として算定する。
- 緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
厚生労働大臣が定める入所者【平成 27 年厚生労働省告示第 94 号 68】
- 対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。
 - ・ 肺炎の者
 - ・ 尿路感染症の者
 - ・ 带状疱疹の者
 - ・ 蜂窩織炎の者

- (1) 所定疾患施設療養費（Ⅰ） 239 単位
- (2) 所定疾患施設療養費（Ⅱ） 480 単位

所定疾患施設療養費（Ⅰ） （1 日につき 1 回 7 日限り 239 単位）

厚生労働大臣が定める基準【平成 27 年厚生労働省告示第 95 号 92】

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等（近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む。）の内容等を診療録に記載していること。
- 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

○ 留意事項

- イ 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日を限度とし、月 1 回に限り算定するものであるので、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められない。
- ロ 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ハ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ニ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ホ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

所定疾患施設療養費（Ⅱ） （1 日につき 1 回 10 日限り 480 単位）

厚生労働大臣が定める基準【平成 27 年厚生労働省告示第 95 号 92】

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等（近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む。）の内容等を診療録に記載していること。
- 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該

入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

- 当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

○ 留意事項

- イ 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。
- ロ 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ハ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ニ 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ホ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ヘ 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

34. 認知症専門ケア加算

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位／日

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位／日

「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」（＝対象者）に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

認知症専門ケア加算（Ⅰ）と認知症専門ケア加算（Ⅱ）どちらか一つしか算定できない。

1. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）

- ① 入所者の総数のうち、対象者の占める割合が1／2以上（届出日の属する月の前3月の各月末時点の平均で算定）であること。
- ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者数が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は「1＋（対象者数が19を越えて10又はその端数を増すごとに1）」以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- ③ 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。

2. 認知症専門ケア加算（Ⅱ）

- ① 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準に適合していること。
- ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ③ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

○ 留意事項

- ※ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」＝「日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入所者」
- ※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」、認知症看護に係る適切な研修を指す。
- ※ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」、認知症看護に係る適切な研修を指す。

35. 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (1日につき 200 単位)

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

○ 留意事項

- ※ 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指す。
- ※ 本加算は、在宅で療養を行っている利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められた際に、介護老人保健施設に一時的に入所することにより、当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するもの。
- ※ 本加算は、在宅で療養を行っている要介護被保険者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に介護老人保健施設への入所が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ施設の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、当該施設に入所した場合に算定できる。また、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できる。この際、当該施設への入所ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合は、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要がある。
- ※ 本加算は、当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものであるため、入所後速やかに退所に向けた施設サービス計画を策定し、当該入所者の「認知症の行動・心理症状」が安定した際には速やかに在宅復帰が可能となるようにすること。
- ※ 次に掲げる者が、直接、当該施設へ入所した場合には、当該加算は算定できない。
 - ・ 病院又は診療所に入院中の者
 - ・ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者
 - ・ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を利用中の者
- ※ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、施設も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。
- ※ 当該加算の算定にあたっては、個室等、認知症の行動・心理症状の増悪した者の療養に相応しい設備を整備すること。

- ※ 当該加算は、当該入所者が入所前1月の間に、当該介護老人保健施設に入所したことがない場合及び過去1月の間に当該加算（他サービスを含む）を算定したことがない場合に限り算定できる。

36. 認知症情報提供加算（入所期間中に1回を限度として350単位）

過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であって、施設内での診断が困難であると判断された者について、当該入所者又はその家族の同意を得た上で、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて、認知症疾患医療センターや認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関に当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき入所期間中に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該介護老人保健施設に併設する保険医療機関（認知症疾患医療センター及びこれに類する保険医療機関を除く）に対する紹介を行った場合は算定しない。

○ 留意事項

- ※ 「認知症の原因疾患に関する確定診断」とは、脳血管疾患、アルツハイマー病等、認知症の原因疾患が特定されたことをいう。
- ※ 「認知症のおそれがある」とは、MMSE（Mini Mental State Examination）において概ね23点以下、又はHDS-R（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）において概ね20点以下といった認知機能の低下を認め、これにより日常生活に支障が生じている状態をいう。
- ※ 「施設内での診断が困難」とは、介護老人保健施設の医師が、入所者の症状、施設の設備、医師の専門分野等の状況から、当該施設内での認知症の鑑別診断等が困難であると判断した場合を指すものである。
- ※ 「診療状況を示す文書」とは、入所者の症状経過、介護老人保健施設内で行った検査結果、現在の処方等を示す文書をいう。
- ※ 「これに類する保険医療機関」とは、認知症疾患医療センターが一定程度整備されるまでの間に限り、以下のいずれの要件も満たす保険医療機関をいう。
 - ・ 認知症疾患の鑑別診断等を主たる業務とした経験（10年以上）を有する医師がいること。
 - ・ コンピューター断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像検査（MRI）の両方を有する、又は認知症疾患医療センターの運営事業実施要綱に定める要件を満たしており、かつ認知症疾患医療センターに関する申請届出を都道府県若しくは政令指定都市にしている又は明らかに申請の意思を示しかつ何らかの具体的な手続きを行っている都道府県若しくは政令指定都市が認めるもの。
 - ・ 併設の介護老人保健施設に認知症専門棟があること。
- ※ 「認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関」とは、認知症の鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うにつき必要な医師が配置され、十分な体制が整備されている保険医療機関である。ここでいう必要な医師の配置とは、専任の認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした10年以上の臨床経験を有する医師が1名以上配置されていることをいい、十分な体制とは、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、CT又はMRIを有していることをいう。

37. 地域連携診療計画情報提供加算（1回を限度として300単位）

医科診療報酬点数表の退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行うとともに、入所者の同意を得た上で、当該退院した日の属

する月の翌月までに、地域連携診療計画加算を算定する病院に当該入所者に係る診療情報を文書により提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

○ 留意事項

- ※ 地域連携診療計画は、医科診療報酬点数表の入退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定する保険医療機関（計画管理病院）において作成され、当該計画管理病院からの転院後又は退院後の治療を担う複数の連携保険医療機関又は介護サービス事業所との間で共有して活用されるものであり、病名、入院時の症状、予定されている診療内容、標準的な転院までの期間、転院後の診療内容、連携する保険医療機関を退院するまでの標準的な期間（総治療期間）、退院に当たり予想される患者の状態に関する退院基準、その他必要な事項が記載されたものである。
- ※ 当該加算は、以下の疾患について、医科診療報酬点数表における入退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定して当該医療機関を退院した患者が、介護老人保健施設に入所した場合に限り算定する。
 - ・ 大腿骨頸部骨折（大腿骨頸部骨折骨接合術、大腿骨頸部骨折人工骨頭置換術等を実施している場合に限る）
 - ・ 脳卒中（急性発症又は急性増悪した脳梗塞、脳出血又はくも膜下出血の治療を実施している場合に限る）
- ※ 当該加算は、計画管理病院又は計画管理病院からの転院後若しくは退院後の治療を担う保険医療機関からの退院後の療養を担う介護老人保健施設において、診療計画に基づく療養を提供するとともに、退院時の患者の状態や、在宅復帰後の患者の状況等について、退院の属する月又はその翌月までに計画管理病院に対して情報提供を行った場合に算定する。
- ※ 当該加算を算定する施設は、「あらかじめ計画管理病院において作成された疾患や患者の状態等に応じた地域連携診療計画が、当該施設および連携保険医療機関と共有されており、内容、開催日等必要な事項について診療録等に記録されていること。」を満たす必要がある。

38. リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（1月につき 33 単位）

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

○ 留意事項

- ① 厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム（L I F E）を用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。
- ② サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じたリハビリテーション実施計画の作成（Plan）、当該計画に基づくリハビリテーションの実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C Aサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。なお、評価は、リハビリテーション実施計画書に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに行うものであること。
- ③ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資す

るため、適宜活用されるものである。

39. 褥瘡マネジメント加算 (1月につき、(Ⅰ)3単位、(Ⅱ)13単位)

別に厚生労働大臣が定める基準【平成27年厚労省告示第95号71の2】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3単位
- (2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13単位

【平成27年厚労省告示第95号71の2】

1 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。

ニ イの評価に基づき、少なくとも3月に一回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

2 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 1のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 1のイの評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。

○ 留意事項

- ① 褥瘡マネジメント加算は、褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成(Plan)、当該計画に基づく褥瘡管理の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該計画の見直し(Action)といったサイクル(以下「PDCA」という。)の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合に加算するものである。
- ② 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに1に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員(褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する者を除く。)に対して算定できるものであること。
- ③ 大臣基準第71号の2イ(1)の評価は、別紙様式5を用いて、褥瘡の状態及び褥瘡の発生と関連のあるリスクについて実施すること。
- ④ 1のイの施設入所時の評価は、1のイからニまでの要件に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規入所者については、当該者の施設入所時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月において既に入所している者(以下「既入所者」という。)については、介護記録等に基づき、施設入所時における評価を行うこと。
- ⑤ 1のイの評価結果等の情報の提出については、「科学的介護情報システム(LIFE)」を用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

- ⑥ 1のロの褥瘡ケア計画は、褥瘡管理に対する各種ガイドラインを参考にしながら、入所者ごとに、褥瘡管理に関する事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項や、入所者の状態を

考慮した評価を行う間隔等を検討し、別紙様式 5 を用いて、作成すること。なお、介護保健施設サービスにおいては、褥瘡ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって褥瘡ケア計画の作成に代えることができるものとするが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。

- ⑦ 1 のハにおいて、褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。

- ⑧ 1 のニにおける褥瘡ケア計画の見直しは、褥瘡ケア計画に実施上の問題（褥瘡管理の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施すること。

その際、P D C A の推進及び褥瘡管理に係る質の向上を図る観点から、L I F E への提出情報及びフィードバック情報を活用すること。

- ⑨ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）は、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たす施設において、④の評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、施設入所日の属する月の翌月以降に別紙様式 5 を用いて評価を実施し、当該月に別紙様式 5 に示す持続する発赤（d 1）以上の褥瘡の発症がない場合に、所定単位数を算定できるものとする。ただし、施設入所時に褥瘡があった入所者については、当該褥瘡の治癒後に、褥瘡の再発がない場合に算定できるものとする。

- ⑩ 褥瘡管理に当たっては、施設ごとに当該マネジメントの実施に必要な褥瘡管理に係るマニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき実施することが望ましいものであること。

40. 排せつ支援加算（1 月につき、（Ⅰ）10 単位、（Ⅱ）15 単位、（Ⅲ）20 単位）

別に厚生労働大臣が定める基準【平成 27 年厚労省告示第 95 号 71 の 3】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき所定単位数を加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算（Ⅰ） 10 単位
- (2) 排せつ支援加算（Ⅱ） 15 単位
- (3) 排せつ支援加算（Ⅲ） 20 単位

【平成 27 年厚労省告示第 95 号 71 の 3】

1 排せつ支援加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも 6 月に 1 回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ロ イの評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。

ハ イの評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、入所者ごとに支援計画を見直していること。

2 排せつ支援加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 1 のイからハマで掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 1 のイの評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。

- (2) 1 のイの評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。

○ 留意事項

- ① 排せつ支援加算は、排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が排せ

つに介護を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成（Plan）、当該支援計画に基づく排せつ支援の実施（Do）、当該支援内容の評価（Check）とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し（Action）といったサイクル（以下「PDCA」という。）の構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合に加算するものである。

- ② 排せつ支援加算（Ⅰ）は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに大臣基準第 71 号の 3 に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員（排せつ支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する者を除く。）に対して算定できるものであること。
- ③ 本加算は、全ての入所者について、必要に応じ適切な介護が提供されていることを前提としつつ、さらに特別な支援を行うことにより、施設入所時と比較して排せつの状態が改善することを評価したものである。したがって、例えば、施設入所時において、入所者が尿意・便意を職員へ訴えることができるにもかかわらず、職員が適時に排せつを介助できるとは限らないことを主たる理由としておむつへの排せつとしていた場合、支援を行って排せつの状態を改善させたとしても加算の対象とはならない。
- ④ 1 のイの評価は、別紙様式 6 を用いて、排尿・排便の状態及びおむつ使用の有無並びに特別な支援が行われた場合におけるそれらの 3 か月後の見込みについて実施する。
- ⑤ 1 のイの施設入所時の評価は、1 のイからハまでの要件に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規入所者については、当該者の施設入所時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月以前から 既に入所している者（以下「既入所者」という。）については、介護記録等に基づき、施設入所時における評価を行うこと。
- ⑥ ④又は⑤の評価を医師と連携した看護師が行った場合は、その内容を支援の開始前に医師へ報告することとする。また、医師と連携した看護師が④の評価を行う際、入所者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、医師へ相談することとする。
- ⑦ 1 のイの評価結果等の情報の提出については、「科学的介護情報システム（L I F E）」を用いて行うこととする。L I F E への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。
- ⑧ 1 のロの「排せつに介護を要する入所者」とは、要介護認定調査の際に用いられる「認定調査員テキスト 2009 改訂版（平成 30 年 4 月改訂）」の方法を用いて、排尿又は排便の状態が、「一部介助」若しくは「全介助」と評価される者又はおむつを使用している者をいう。
- ⑨ 1 のロの「適切な対応を行うことにより、要介護 状態の軽減が見込まれる」とは、特別な支援を行わなかった場合には、当該排尿若しくは排便又はおむつ使用にかかる状態の評価が不変又は低下となることが見込まれるものの、適切な対応を行った場合には、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善又はおむつ使用ありから使用なしに改善すること、あるいは、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善することが見込まれることをいう。
- ⑩ 支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを参考にしながら、対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同して分析し、それに基づいて、別紙様式 6 の様式を用いて支援計画を作成する。要因分析及び支援計画の作成に関わる職種は、④の評価を行った医師又は看護師、介護支援専門員、及び支援対象の入所者の特性を把握している介護職員を含むものとし、その他、疾患、使用している薬剤、食生活、生活機能の状態等に応じ薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等を適宜加える。なお、介護福祉施設サービスにおいては、支援計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって支援計画の作成に代えることができるものとするが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。
- ⑪ 支援計画の作成にあたっては、要因分析の結果と整合性が取れた計画を、個々の入所者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないよう留意する。また、支援において入所者の尊厳が十分保持されるよう留意する。
- ⑫ 当該支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、入所者及びその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み、支援の必要性、要因分析並びに支援計画の内容、当該支援は入所者又はその家族がこれらの説明を理解した上で支援の実施を希望する場合に行うものであること、及び支援開始後であってもいつでも入所者又はその家族の希望に応じて支援

計画を中断又は中止できることを説明し、入所者及びその家族の理解と希望を確認した上で行うこと。

- ⑬ ①のハにおける支援計画の見直しは、支援計画に実施上の問題（排せつ支援計画の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施すること。

その際、PDCAの推進及び排せつ支援の質の向上を図る観点から、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用すること。

- ⑭ 排せつ支援加算(Ⅱ)は、排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、いずれにも悪化がない場合又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合に、算定できることとする。
- ⑮ 排せつ支援加算(Ⅲ)は、排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合に、算定できることとする。

41. 自立支援促進加算 (1月につき、300単位)

別に厚生労働大臣が定める基準【平成27年厚労省告示第95号71の4】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

【平成27年厚労省告示第95号71の4】

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。
- ロ イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
- ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
- ニ 医師が、自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。

○ 留意事項

- イ 自立支援促進加算は、入所者の尊厳の保持及び自立支援に係るケアの質の向上を図るため、多職種共同による、入所者が自立支援の促進を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成（Plan）、当該支援計画に基づく自立支援の促進（Do）、当該支援内容の評価（Check）とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し（Action）といったサイクル（以下「PDCA」という。）の構築を通じて、継続的に入所者の尊厳を保持し、自立支援に係る質の管理を行った場合に加算するものである。
- ロ 本加算は、全ての入所者について、必要に応じ、適切な介護が提供されていることを前提としつつ、介護保険制度の理念に基づき、入所者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特に必要な支援を実施していることを評価するものである。
- このため、医師が、定期的に、全ての入所者に対する医学的評価及びリハビリテーション、日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施するとともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種が、医学的評価、アセスメント及び支援実績に基づき、特に自立支援のための対応が必要とされた者について、生活全般において適切な介護を実施するための包括的な支援計画を策定し、個々の入所者や家族の希望に沿った、尊厳の保持に資する取組や本人を尊重する個別ケア、寝たきり防止に資する取組、自立した生活を支える取組、廃用性機能障害に対する機能回復・重度化防止のための自立支援の取組などの特別な支援を行っている場合に算定できるものである。なお、本加算は、画一的・集団的な介護又は個別的ではあっても画一的な支援計画による取組を評価するものではないこと、また、リハビリテーションや機能訓練の実施を評価するものではないことから、個別のリハビリテーションや機能訓練を実施することの

みでは、加算の対象とはならないこと。

- ハ 本加算は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに大臣基準 第 71 号の 4 に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して算定できるものであること。
- ニ 大臣基準第 71 号の 4 イの自立支援に係る医学的評価は、医師が必要に応じて関連職種と連携し、別紙様式 7 を用いて、当該時点における自立支援に係る評価に加え、特別な支援を実施することによる入所者の状態の改善可能性等について、実施すること。
- ホ 大臣基準第 71 号の 4 ロの支援計画は、関係職種が共同し、別紙様式 7 を用いて、訓練の提供に係る事項（離床・基本動作、ADL 動作、日々の過ごし方及び訓練時間等）の全ての項目について作成すること。作成にあたっては、ニの医学的評価及び支援実績等に基づき、個々の入所者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないよう留意すること。
- ヘ 当該支援計画の各項目は原則として以下のとおり実施すること。その際、入所者及びその家族の希望も確認し、入所者の尊厳が支援に当たり十分保持されるように留意すること。
 - a 寝たきりによる廃用性機能障害を防ぐために、離床、座位保持又は 立ち上がりを計画的に支援する。
 - b 食事は、本人の希望に応じ、居室外で、車椅子ではなく普通の椅子を用いる等、施設においても、本人の希望を尊重し、自宅等におけるこれまでの暮らしを維持できるようにする。食事の時間や嗜好等への対応について、画一的ではなく、個人の習慣や希望を尊重する。
 - c 排せつは、入所者ごとの排せつリズムを考慮しつつ、プライバシーに配慮したトイレを使用することとし、特に多床室においては、ポータブルトイレの使用を前提とした支援計画を策定してはならない。
 - d 入浴は、特別浴槽ではなく、一般浴槽での入浴とし、回数やケアの方法についても、個人の習慣や希望を尊重すること。
 - e 生活全般において、入所者本人や家族と相談し、可能な限り自宅での生活と同様の暮らしを続けられるようにする。
 - f リハビリテーション及び機能訓練の実施については、本加算において評価をするものではないが、ニの評価に基づき、必要な場合は、入所者本人や家族の希望も確認して施設サービス計画の見直しを行う。
- ト 大臣基準第 71 号の 4 ロにおいて、支援計画に基づいたケアを実施する際には、対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。
- チ 大臣基準第 71 号の 4 ハにおける支援計画の見直しは、支援計画に実施上に当たっての課題（入所者の自立に係る状態の変化、支援の実施時における医学的観点からの留意事項に関する大きな変更、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）に応じ、必要に応じた見直しを行うこと。

その際、PDCA の推進及びケアの向上を図る観点から、L I F E への提出情報とフィードバック情報を活用すること。
- リ 大臣基準第 71 号の 4 ニの評価結果等の情報の提出については、L I F E を用いて行うこととする。L I F E への提出情報、提出頻度等もついては、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

42. 科学的介護推進体制加算 (1 月につき、(Ⅰ)40 単位、(Ⅱ)60 単位)

別に厚生労働大臣が定める基準【平成 27 年厚労省告示第 95 号 92 の 2】に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40 単位
- (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 60 単位

【平成 27 年厚労省告示第 95 号 92 の 2】

1 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

2 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 1のイに規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病、服薬の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、1のイに規定する情報、イに規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

○ 留意事項

- ① 科学的介護推進体制加算は、原則として入所者全員を対象として、入所者ごとに大臣基準第71号の5に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して算定できるものであること。
- ② 1のイ及び2のイの情報の提出については、「科学的介護情報システム(LIFE)」を用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。
- ③ 施設は、入所者に提供する施設サービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。
 - イ 入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するための施設サービス計画を作成する(Plan)。
 - ロ サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づいて、入所者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。
 - ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、施設の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。
 - ニ 検証結果に基づき、入所者の施設サービス計画を適切に見直し、施設全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。
- ④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

43. 安全対策体制加算 (入所初日に限り、20単位)

別に厚生労働大臣が定める施設基準【平成27年厚労省告示第96号61の2】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

【平成27年厚労省告示第96号61の2】

- イ 介護老人保健施設基準第36条第1項に規定する基準に適合していること。
- ロ 介護老人保健施設基準第36条第1項第4号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。
- ハ 当該介護老人保健施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

○ 留意事項

安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修

の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うものである。

安全対策に係る外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。令和3年10月31日までの間にあっては、研修を受講予定（令和3年4月以降、受講申込書等を有している場合）であれば、研修を受講した者とみなすが、令和3年10月31日までに研修を受講していない場合には、令和3年4月～10月に算定した当該加算については、遡り返還すること。

また、組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業員全員に行き渡るような体制を整備していることが必要であること。

44. サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位／日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位／日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位／日

厚生労働大臣が定める基準【平成27年厚生省告示第95号93】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合に算定する。

ただし、（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）のいずれかを算定。（重複しない。）

【平成27年厚生省告示第95号93】

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（1）次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

（イ）介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。

（ロ）介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。

（2）提供する介護老人保健施設サービスの質の向上に資する取組を実施していること。

（3）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（1）介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。

（2）イ（3）に該当するものであること。

ニ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（1）次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

（イ）介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

（ロ）介護老人保健施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。

（ハ）指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

（2）イ（3）に該当するものであること。

○ 留意事項

※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平

均を用いることとする。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。

ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

※ 前のただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。

※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

※ 介護保健施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

※ 提供する介護老人保健施設の質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すものとする。（例）

- ・ L I F Eを活用したP D C Aサイクルの構築

- ・ I C T・テクノロジーの活用 ・ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

- ・ ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること

実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならない。

45. 介護職員処遇改善加算

- 1 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 1000 分の 39 に相当する単位数
- 2 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 1000 分の 29 に相当する単位数
- 3 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 1000 分の 16 に相当する単位数

詳細は、共通サービス資料を御参照ください。

46. 介護職員等特定処遇改善加算

- 1 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 1000 分の 21 に相当する単位数
- 2 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 1000 分の 17 に相当する単位数

詳細は、共通サービス資料を御参照ください。

47. 介護職員等ベースアップ等支援加算

（令和 4 年 10 月 1 日から適用）

所定単位数の 1000 分の 8 に相当する単位数

詳細は、共通サービス資料を御参照ください。

48. 特別療養費

単位数に 10 円を乗じて得た額で算定する。

- 1 感染対策指導管理（1 日につき 6 単位）
 - ・ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染防止設備がある。
 - ・ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染防止体制がある。
 - ・ 管理者、看護・薬剤・検査・事務部門の責任者、感染症対策に経験を有する医師等から構成された施設内感染防止対策委員会が月 1 回程度、定期的開催され、対策がなされている。
 - ・ 施設内感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
 - ・ 微生物学的検査に係る状況等を記した「感染情報レポート」が週 1 回程度作成され、施設内感染防止対策委員会において、十分活用される体制がある。
 - ・ 施設内感染防止対策として、流水による手洗いの励行の徹底または各療養室に水道又は消毒液が設置されている。
- 2 褥瘡対策指導管理（1 日につき 6 単位）
 - ・ 褥瘡対策に係る医師、看護職員から構成される褥瘡対策チームを設置。
 - ・ 日常生活の自立度ランク B 以上に該当する入所者等に褥瘡対策に関する診療計画を作成し、褥瘡対策を実施している。
 - ・ 入所者の状態に応じ、褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制を整備。
- 3 初期入所診療管理（入所中 1 回を限度として 250 単位）
 - ・ 医師、看護師等の共同により策定された診療計画であること。
 - ・ 診療計画は、病名、症状、治療計画、栄養状態、予定される検査の内容及びその日程並びに予定されるリハビリテーションの内容及びその日程等、入所に関し必要な事項が記載

された総合的な診療計画であること。

- ・ 診療計画は、入所した日から起算して2週間以内に、入所者に対し文書により交付し、説明がなされ、同意を得ていること。
- ・ 過去3か月間（ただし、「認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する場合は過去1か月間」）の間に当該施設への入所がない。
- ・ 入所に際して必要な医師の診察、検査等には、施設内感染対策の観点から、必要と医師が判断する検査が含まれていること。
- ・ 説明に用いた文書は、入所者（又は家族）に交付するとともに、その写しを診療録に添付していること。

4 重度療養管理（1日につき120単位）

- ・ 対象者は要介護度4又は5に該当する者で、次のいずれかに該当する状態
ア 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態。（当該月において1日あたり8回（夜間を含め約3時間に1回程度）以上実施している日が20日を超える場合）
イ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態。（人工腎臓を各週2日以上実施し、かつ合併症を持っている。）
ウ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が、身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態。

5 特定施設管理（1日につき250単位）

- ・ 対象者は後天性免疫不全症候群の病原体に感染しているもの。
- ・ 1日につき個室は300単位、2人部屋は150単位加算

6 重症皮膚潰瘍管理指導（1日につき18単位）

- ・ 対象者は重症な皮膚潰瘍（Sheaの分類Ⅲ度以上のものに限る。）を有しているもので、計画的な医学管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に算定。
- ・ Sheaの分類、治療内容等について、診療録に記載すること。
- ・ 褥瘡対策に関する基準を満たしていること。
- ・ 皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行い、必要な器械及び器具が具備されていること。

7 薬剤管理指導（1回につき350単位）

- ・ 薬剤師が医師の同意を得て薬剤管理指導記録に基づき、直接（本人への指導が困難な場合は、家族等）服薬指導を行った場合、週1回に限り、月4回を限度とし算定。ただし、算定する日の間隔は6日以上とする。
- ・ 薬剤管理指導の算定日を請求明細書の摘要欄に記載する。
- ・ 入所者ごとに作成する薬剤管理指導記録は、最後の記入日から最低3年間保存する。
- ・ 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤（麻薬）の投薬又は注射が行われている入所者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき50単位を加算。

8 医学情報提供（退所時に250単位）

- ・ 入所者の退所時に、診療に基づき病院又は診療所に対し、当該入所者の同意を得て、当該入所の診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行っている。
- ・ 文書は、定める様式又はこれに準じた様式に必要な事項を記載し交付するとともに、その写しを診療録に添付している。

9 リハビリテーション指導管理（1日につき10単位）

- ・ 専ら従事する常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1人以上配置されている。
- ・ 総合的に個々の患者の状態像に応じて理学療法又は作業療法（又は言語聴覚療法）に係

る指導管理を行っている。

- ・ 理学療法士等と入所者が1対1で20分以上の個別リハビリテーションを実施している。

10 言語聴覚療法（1回につき**180**単位）

- ・ 言語聴覚士が適切に配置されている。
- ・ 利用者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し、適切である。
- ・ 十分な専用施設（個別療法室：8平方メートル以上）を1室以上有している。
- ・ 必要な器械及び器具が具備されている。
- ・ 1日3回に限り算定。
- ・ 起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定の単位数の100分の70に相当する単位数を算定。
- ・ 専従する常勤の言語聴覚士を2名以上配置して行った場合は、1回につき35単位を加算。
- ・ 失語症、構音障害、難聴に伴う聴覚・言語機能の障害又は人工内耳埋込術後等の言語聴覚機能に障害を持つ利用者又は入所者に対して、言語機能又は聴覚機能に係る訓練を行った場合。
- ・ 医師の指導監督のもとで行われ、医師又は言語聴覚士により実施されている。
- ・ 言語聴覚士と利用者が1対1で20分以上訓練を行った場合。
- ・ 利用者又は入所者毎に同一ファイルとして保管され、関係者により閲覧できる。
- ・ 医師は、定期的な言語聴覚機能能力の検査をもとに、言語聴覚療法の効果判定を行い、言語聴覚療法実施計画を作成している。
- ・ 開始時その後3か月に1回以上、利用者に対し実施計画の内容を説明し、その要点を診療録に記載している。

11 摂食機能療法（1日につき**185**単位）

- ・ 摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を30分以上行った場合、1月に4回を限度として算定。
- ・ 診療計画書に基づき、1回につき30分以上訓練指導を行った場合。

12 精神科作業療法（1日につき**220**単位）

- ・ 精神障害者の社会生活機能の回復を目的とし、1人当たり1日2時間を標準とし、その要点を診療録に記載する。
- ・ 1人の作業療法士は、1人以上の助手とともに実施し、1日当たりの取扱い利用者又は入所者は、概ね25人を1単位として、1人の作業療法士の取扱い利用者又は入所者数は1日3単位75人以内とする。
- ・ 当該療法に要する消耗材料及び作業衣等については、当該施設の負担となる。

13 認知症老人入所精神療法（1週間に付き**330**単位）

- ・ 認知症入所者の情動の安定、残存認知機能の発掘と活用、覚醒性の向上等を図ることにより、認知症疾患の症状の発現及び進行に係わる要因を除去する治療法をいう。
- ・ 利用者又は入所者ごとに治療計画を作成し、計画に従って行い、定期的にその評価を行う等の計画的な医学管理に基づき実施。
- ・ 精神科を担当する医師が必ず1人従事し、加えて1人の臨床心理技術者等により構成される少なくとも合計2人以上の従事者が行った場合。
- ・ 1回に概ね10人以内の利用者又は入所者を対象とし、1時間を標準として実施し、その内容、要点及び時刻を診療録に記載する。

49. 療養体制維持特別加算

療養体制維持特別加算（Ⅰ）（１日につき27単位）

- 次のいずれかに該当する。
 - ① 転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）を算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であったこと。
 - ② 転換を行う直前において、診療報酬の算定方法の別表第一内科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料１の施設基準に適合する病棟、基本診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６２号）第５の３（２）イ②に規定する２０対１配置病棟、基本診療料の施設基準等（平成１８年厚生労働省告示第９３号）第５の３（２）ロ①②に規定する２０対１配置病棟を有するものであったこと。
- 看護・介護職員の数のうち、介護職員の数が、常勤換算方法で入所者等の数が４又はその端数を増すごとに１以上であること。
- 定員超過、人員基準違反でないこと。

※ 療養体制維持特別加算（Ⅰ）は、介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に４：１の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料１の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟であったものの占める割合が１／２以上である場合に、転換前の療養体制を維持しつつ、質の高いケアを提供するための介護職員の配置を評価するもの。

療養体制維持特別加算（Ⅱ）（１日につき57単位）

当該介護老人保健施設が次のいずれにも該当すること。

- ・ 算定日が属する月の前３月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上であること。
- ・ 算定日が属する月の前３月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅣ又はⅤに該当する者）の占める割合が100分の50以上であること。

※（ユニット型）介護老人保健施設（Ⅳ）を算定している場合は、９、１０、１７、１９、２０、２１、２２、２３、２４、２６、２７、２８、３１、３３、３７、３８、３９、４０、４１、４２、４３は算定できない。

○ 短期入所療養介護
介護予防短期入所療養介護

詳細は、「指定（介護予防）短期入所療養介護事業所」を御参照ください。

○ 通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

詳細は、「通所リハビリテーション個別サービス資料」を御参照ください。

5 令和3年度介護報酬改定に関する Q & Aについて

○ 安全対策体制加算について

安全対策体制加算について、安全対策担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていることが要件となっているが、どのような研修を想定しているのか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和3年3月23日) 問39)

(答)

- ・ 本加算は、安全対策担当者が、施設における安全対策についての専門知識等を外部における研修において身につけ、自施設での事故防止検討委員会等で共有を行い、施設における安全管理体制をより一層高める場合に評価することとしている。
- ・ 外部の研修としては、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであり、関係団体（公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本慢性期医療協会等）等が開催する研修を想定している。

安全対策体制加算は、算定要件を満たす施設がサービス提供を行う場合に、入所者につき入所初日に限り算定できるところ、施設が算定要件を満たすに至った場合に、既に入所している入所者に対して算定することは可能か。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和3年3月23日) 問40)

(答)

安全対策体制加算の算定要件を満たしている状態で新たに入所者を受け入れる場合に、入所時に限り算定するものであるため、算定要件を満たした後に新規で受け入れた入所者に対してのみ算定可能である。

○ 自立支援促進加算について

入浴は、特別浴槽ではなく、一般浴槽での入浴とし、回数やケアの方法についても、個人の習慣や希望を尊重することが要件となっているが、仮に入所者の状態から一般浴槽を使用困難な場合は要件を満たすことになるのか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和3年3月23日) 問41)

(答)

本加算については、原則として一般浴槽での入浴を行う必要があるが、感染症等の特段の考慮すべき事由により、関係職種が共同して支援計画を策定する際、やむを得ず、特別浴槽での入浴が必要と判断した場合は、その旨を本人又は家族に説明した上で、実施することが必要である。

加算の算定を開始しようとする場合、すでに施設に入所している入所者について、提出が必要な情報は、当該時点の情報に加え、施設入所時の情報も必須なのか。

(令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. 3）（令和３年３月２６日）問１００）

(答)

既に施設に入所している入所者については、入所時の介護記録等にて評価が可能であれば、施設入所時の情報を提出していただきたいが、やむを得ず仮に提出ができない場合であっても、加算の算定ができなくなるものではない。

本加算の目的にある「入所者の尊厳の保持及び自立支援に係るケアの質の向上を図ること」とはどのような趣旨か。

(令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. 10）（令和３年６月９日）問４）

(答)

- ・ これまで、
 - － 寝たきりや不活発等に伴う廃用性機能障害は、適切なケアを行うことにより、回復や重度化防止が期待できること
 - － 中重度の要介護者においても、離床時間や座位保持時間が長い程、ＡＤＬが改善すること

等が示されており（※）さらに、日中の過ごし方を充実したものとすることで、本人の生きがいを支援し、生活の質を高めていくこと、さらには、機能障害があってもＡＤＬおよびＩＡＤＬを高め、社会参加につなげていくことが重要である。

- ・ 介護保険は、尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービス提供することを目的とするものであり、本加算は、これらの取組を強化し行っている施設を評価することとし、多職種で連携し、「尊厳の保持」、「本人を尊重する個別ケア」、「寝たきり防止」、「自立生活の支援」等の観点から作成した支援計画に基づき、適切なケアを行うことを評価することとしたものである。

※ 第 185 回社会保障審議会介護給付費分科会資料 123 ページ等を参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000672514.pdf>

「個々の入所者や家族の希望に沿った、尊厳の保持に資する取組」とは、どのような取組か。また、希望の確認にあたっては、どのようなことが求められるか。

(令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. 10）（令和３年６月９日）問５）

(答)

- ・ 具体的には、要介護状態となる以前の生活にどれだけ近づけるかという観点から、個々の入所者や家族の希望を聴取し、支援計画を作成し、計画に基づく取組を行うなど本人を尊重する個別ケア等により、入所者や家族の願いや希望に沿った、人生の最期までの尊厳の保持に資する取組を求めるものである。

- ・ なお、個々の入所者の希望の確認にあたっては、改善の可能性等を詳細に説明する必要があり、例えば、入所者がおむつを使用している状態に慣れて、改善の可能性があるにも関わらず、おむつの使用継続を希望しているような場合は、本加算で求める入所者や家族の希望とはいえないことに留意が必要である。

支援計画の実施（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）第 2 の 5 (37)⑥ a ～ f 等に基づくものをいう。以下同じ。）にあたっては、原則として「寝たきりによる廃用性機能障害を防ぐために、離床、座位保持又は立ち上がりを計画的に支援する」こととされるが、具体的にはどのような取組が求められるのか。また、離床時間の目安はあるか。

（令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 10）（令和 3 年 6 月 9 日）問 6）

（答）

- ・ 具体的には、廃用性機能障害は、基本的に回復が期待できるものであることを踏まえ、いわゆる「寝たきり」となることを防止する取組を実施するにあたり、計画的に行う離床等の支援を一定時間実施することを求めるものである。
- ・ したがって、治療のための安静保持が必要であることやターミナルケア等を行っていることなど医学的な理由等により、やむを得ずベッド離床や座位保持を行うべきではない場合を除き、原則として、全ての入所者がベッド離床や座位保持を行っていることが必要である。
- ・ なお、
 - － 具体的な離床時間については、高齢者における離床時間と日常生活動作は有意に関連し、離床時間が少ない人ほど日常生活動作の自立度が低い傾向にある（※）とのデータ等もあることを参考に、一定の時間を確保すること
 - － 本人の生きがいを支援し、生活の質を高めていく観点から、離床中行う内容を具体的に検討して取り組むことも重要である。

※ 第 185 回社会保障審議会介護給付費分科会資料 123 ページを参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000672514.pdf>

支援計画の実施にあたっては、原則として「食事の時間や嗜好等への対応について、画一的ではなく、個人の習慣や希望を尊重する」とこととされるが、具体的にはどのような取組が求められるのか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.10) (令和3年6月9日) 問7)

(答)

- ・ 具体的には、入所者が要介護状態となる以前の生活にどれだけ近づけるかという観点から、
 - － 個人の習慣や希望を踏まえた食事の時間の設定
 - － 慣れ親しんだ食器等の使用
 - － 管理栄養士や調理員等の関係職種との連携による、個人の嗜好や見栄え等に配慮した食事の提供など、入所者毎の習慣や希望に沿った個別対応を行うことを想定している。
- ・ また、
 - － 経管栄養といった医学的な理由等により、ベッド離床を行うべきではない場合を除き、ベッド上で食事をとる入所者がいないようすること
 - － 入所者の体調や食欲等の本人の意向等に応じて、配膳・下膳の時間に配慮することといった取組を想定している。
- ・ なお、衛生面に十分配慮のうえ、本人の状況を踏まえつつ、調理から喫食まで120分以内の範囲にできるように配膳することが望ましいが、結果的に喫食出来なかった場合に、レトルト食品の常備食を提供すること等も考えられること。

支援計画の実施にあたっては、原則として「排せつは、入所者ごとの排せつリズムを考慮しつつ、プライバシーに配慮したトイレを使用すること」とされているが、具体的にはどのような取組が求められるのか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.10) (令和3年6月9日) 問8)

(答)

- ・ 排せつは、プライバシーへの配慮等の観点から本来はトイレで行うものであり、要介護状態であっても、適切な介助により、トイレで排せつを行える場合も多いことから、多床室におけるポータブルトイレの使用は避けることが望ましい。
 - ・ このため、本加算は、日中の通常のケア(※)において、多床室でポータブルトイレを使用している利用者がいないことを想定している。
- ※ 通常のケアではないものとして、特定の入所者について、在宅復帰の際にポータブルトイレを使用するため、可能な限り多床室以外での訓練を実施した上で、本人や家族等も同意の上で、やむを得ず、プライバシー等にも十分に配慮して一時的にポータブルトイレを使用した訓練を実施する場合が想定される

- ・ なお、「入所者ごとの排せつリズムを考慮」とは、
 - ー トイレで排せつするためには、生理的な排便のタイミングや推定される膀胱内の残尿量の想定に基づき、入所者ごとの排せつリズムを考慮したケアを提供することが必要であり、全ての入所者について、個々の利用者の排せつケアに関連する情報等を把握し、支援計画を作成し定期的に見直すことや、
 - ー 入所者に対して、例えば、おむつ交換にあたって、排せつリズムや、本人の QOL、本人が希望する時間等に沿って実施するものであり、こうした入所者の希望等を踏まえ、夜間、定時に一斉に巡回してすべての入所者のおむつ交換を一律に実施するような対応が行われていないことを想定している。

支援計画の実施にあたっては、原則として「入浴は、特別浴槽ではなく、一般浴槽での入浴とし、回数やケアの方法についても、個人の習慣や希望を尊重すること」とされるが、具体的にはどのような取組が求められるのか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.10) (令和3年6月9日) 問9)

(答)

- ・ 尊厳の保持の観点から、すべての入所者が、特別浴槽でなく、個人浴槽等の一般浴槽で入浴していることが原則である。やむを得ず、特別浴槽（個人浴槽を除く。）を利用している入所者がいる場合についても、一般浴槽を利用する入所者と同様であるが、
 - ー 入浴時間を本人の希望を踏まえた時間に設定することや
 - ー 本人の希望に応じて、流れ作業のような集団ケアとしないため、例えば、マンツーマン入浴ケアのように、同一の職員が居室から浴室までの利用者の移動や、脱衣、洗身、着衣等の一連の行為に携わること
 - ー 脱衣所や浴室において、プライバシーの配慮に十分留意すること
 等の個人の尊厳の保持をより重視したケアを行うことが必要である。
- ・ また、自立支援の観点から、入所者の残存能力及び回復可能性のある能力に着目したケアを行うことが重要である。
- ・ なお、重度の要介護者に対して職員1人で個浴介助を行う場合には技術の習得が必要であり、事業所において組織的に研修等を行う取組が重要である。なお、両側四肢麻痺等の重度の利用者に対する浴室での入浴ケアは2人以上の複数の職員で行うことを想定している。

支援計画の実施にあたっては、原則として「生活全般において、入所者本人や家族と相談し、可能な限り自宅での生活と同様の暮らしを続けられるようにする」とされるが、具体的にはどのような取組を行うことが求められるのか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.10) (令和3年6月9日) 問10)

(答)

- ・ 個々の入所者や家族の希望等を叶えるといった視点が重要であり、例えば、

- ー 起床後着替えを行い、利用者や職員、家族や来訪者とコミュニケーションをとること
- ー 趣味活動に興じることや、本人の希望に応じた外出をすること

等、本人の希望等を踏まえた、過ごし方に対する支援を行うことを求めるものである。

例えば、認知症の利用者においても、進行に応じて、その時点で出来る能力により社会参加することが本人の暮らしの支援につながると考えられる。

・ なお、利用者の居室について、本人の愛着ある物（仏壇や家具、家族の写真等）を持ち込むことにより、本人の安心できる環境づくりを行うとの視点も重要であり、特に、認知症の利用者には有効な取組であると考えられる。

○ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算並びに理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算について

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算並びに理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算について、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発 0316 第3号、老老発 0316 第2号）別紙様式2-2-1及び2-2-2（リハビリテーション計画書）にある「計画作成日」、「担当職種」、「健康状態、経過（原因疾病及び合併疾患・コントロール状態に限る。）」、「日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」、「心身機能・構造」、「活動（基本動作、活動範囲など）」、「活動（ADL）」、「リハビリテーションの短期目標（今後3ヶ月）」、「リハビリテーションの長期目標」、「リハビリテーションの終了目安」、「社会参加の状況」、及び「リハビリテーションサービス（目標、担当職種、具体的支援内容、頻度及び時間に限る。）」の各項目に係る情報を全て提出しフィードバックを受けることができる。このフィードバック情報を活用することで、利用者等の状態やケアの実績の変化等を踏まえたケア計画等の見直し・改善を行った場合は、別紙様式2-1から2-5までに係るその他の情報を提出していない場合であっても算定可能と考えて差し支えないか。

（令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 2）（令和3年3月23日）問42）

（答）

差し支えない。

○ 所定疾患施設療養費について

所定疾患施設療養費(Ⅱ)については、介護老人保健施設の医師が、感染症対策に関する内容(肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を含む研修を受講していることとされているが、公益社団法人全国老人保健施設協会などの団体が開催する研修において、感染症対策に関する内容として、肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌の内容を含む場合は、加算の算定要件に適合すると考えて差し支えないか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和3年3月23日) 問43)

(答)

差し支えない。

※ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成30年3月23日) 問107の修正。

○ 介護保健施設サービス費(Ⅰ)及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算について

「喀痰吸引が実施された者」について、介護医療院では、「過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中(入所時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を経管栄養が実施されている者として取り扱うもの」されているが、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援等指標で求められる「喀痰吸引が実施された者」についても同様に考えてよいのか。

また、「経管栄養が実施された者」についても、介護医療院では、「過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中(入所時を含む。)に経管栄養が実施されていた者)であつて、経口維持加算を算定している者又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者(令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者)については、経管栄養が実施されている者として取り扱うもの」とされており、これも同様に考えてよいのか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和3年3月23日) 問44)

(答)

・ いずれも貴見のとおり。

・ したがって、例えば、「喀痰吸引が実施された者」の割合については、現に喀痰吸引を実施している者及び過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中(入所時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)で

あって、口腔衛生管理加算を算定されているもの又は平成 27 年度から令和 2 年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしているもの（平成 26 年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成 27 年度から令和 2 年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）の直近 3 か月間の延入所者数（入所延べ日数）を当該施設の直近 3 か月間の延入所者数（入所延べ日数）で除した割合となる。

※ 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 2）（平成 30 年 3 月 28 日）問 2 の修正。

○ L I F E について

（科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、栄養マネジメント強化加算について）

要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。

（令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 3）（令和 3 年 3 月 26 日）問 16）

（答）

- ・ やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができなかった場合がある。
- ・ また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等であっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。
- ・ ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。

L I F E に提出する情報に、利用者の氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報が含まれるが、情報の提出に当たって、利用者の同意は必要か。

（令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 3）（令和 3 年 3 月 26 日）問 17）

（答）

L I F E の利用者登録の際に、氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報を入力いただくが、L I F E のシステムにはその一部を匿名化した情報が送られるため、個人情報を収集するものではない。そのため、加算の算定に係る同意は必要ではあるものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。

加算を算定しようと考えているが、例えば入所者のうち1人だけでも加算の算定に係る同意が取れない場合には算定できないのか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日) 問18)

(答)

加算の算定に係る同意が得られない利用者又は入所者がいる場合であっても、当該者を含む原則全ての利用者又は入所者に係る情報を提出すれば、加算の算定に係る同意が得られた利用者又は入所者について算定が可能である。

(科学的介護推進体制加算、個別機能訓練加算(Ⅱ)、リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ及び(B)ロ、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理(Ⅱ)、排せつ支援加算、自立支援促進加算、かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)、薬剤管理指導の注2の加算、栄養マネジメント強化加算、栄養アセスメント加算、口腔衛生管理加算(Ⅱ)、口腔機能向上加算(Ⅱ)について)

L I F Eに提出すべき情報は「科学的介護情報システム(L I F E) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老老発0316第4号)の各加算の様式例において示されているが、利用者又は入所者の評価等に当たっては、当該様式例を必ず用いる必要があるのか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 5) (令和3年4月9日) 問4)

(答)

- ・ 「科学的介護情報システム(L I F E) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老老発0316第4号)においてお示しをしているとおり、評価等が算定要件において求められるものについては、それぞれの加算で求められる項目(様式で定められた項目)についての評価等が必要である。
- ・ ただし、同通知はあくまでもL I F Eへの提出項目をお示ししたものであり、利用者又は入所者の評価等において各加算における様式と同一のものをを用いることを求めるものではない。

(科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算について)

サービス利用中に入院等の事由により、一定期間サービス利用がなかった場合について、加算の要件である情報提出の取扱い如何。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 10) (令和3年6月9日) 問2)

(答)

- ・ これらの加算については、算定要件として、サービスの利用を開始した日の属する月や、

サービスの提供を終了する日の属する月の翌月 10 日までに、L I F E への情報提出を行っていただくこととしている。

- ・ 当該サービスの再開や当該施設への再入所を前提とした、短期間の入院等による 30 日未満のサービス利用の中断については、当該中断の後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時やサービス利用開始時の情報提出は必要ないものとして差し支えない。
- ・ 一方、長期間の入院等により、30 日以上、当該サービスの利用がない場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時の情報提出が必要であるとともに、その後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用開始時の情報提出が必要となる。

※ サービス利用開始時に情報提出が必要な加算：科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算

※ サービス利用終了時に情報提出が必要な加算：科学的介護推進体制加算

(科学的介護推進体制加算について)

サービス利用中に利用者の死亡により、当該サービスの利用が終了した場合について、加算の要件である情報提出の取扱い如何。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 10) (令和 3 年 6 月 9 日) 問 3)

(答)

当該利用者の死亡した月における情報を、サービス利用終了時の情報として提出する必要があるが、死亡により、把握できない項目があった場合は、把握できた項目のみの提出でも差し支えない。

※ 科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算

○ Barthel Index の読み替えについて

科学的介護推進体制加算、ADL 維持等加算 (Ⅰ) 若しくは (Ⅱ)、自立支援促進加算、個別機能訓練加算 (Ⅱ)、リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ若しくは (B) ロ、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算又は理学療法若しくは作業療法及び言語聴覚療法に係る加算において、Barthel Index (B I) のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業において一定の読み替え精度について検証されている I C F ステージングから読み替えたものを提出してもよい。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 19)

(答)

B I の提出については、通常、B I を評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、

ー B I に係る研修を受け、

- － B I への読み替え規則を理解し、
- － 読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確な BI を別途評価する等の対応を行い、提出することが必要である。

【通所系・居住系サービス】

※平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 30 年 3 月 23 日) 問 30、問 31 は削除する。

※平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 6) (平成 30 年 8 月 6 日) 問 2 は削除する。

○ 人員配置基準の見直し

今回の基準省令改正により、

- ・ 介護保険施設の従来型とユニット型を併設する場合に、介護・看護職員が兼務すること
- ・ 広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合に、管理者・介護職員が兼務すること
- ・ 本体施設が（地域密着型）特別養護老人ホームである場合に、サテライト型居住施設に生活相談員を置かないこと
- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く）において、栄養士を置かないこと
- ・ 施設系サービス及び短期入所系サービスにおける個室ユニット型施設を 1 ユニットの定員が 15 人を超えない範囲で整備することが可能となったが、運営に当たって留意すべき点は何か。

（令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 87)

（答）

今回の基準省令改正に伴い、併設施設の職員の兼務等を認める場合にあっては、以下の点に十分留意いただきたい。

- － 食事、入浴、排せつ等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じて自立し、尊厳ある日常生活を営むことができるよう、十分な数の職員が確保され、ケアの質が担保されていること
- － 職員の休憩時間の確保や有給休暇の取得など労務管理が適切になされるために十分な数の職員を確保し、シフトを組むことによって、一人の職員に過度な負担がかからないよう配慮されていること

○ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束廃止未実施減算については、「身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から３か月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について減算する」とこととされているが、施設から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

(令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ３）（令和３年３月２６日）問 88)

(答)

改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設から改善計画が提出され、事実が生じた月から３か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

○ 退所前連携加算

介護保険施設サービスにおける退所前連携加算における「退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整」とは、具体的にどのような調整が考えられるのか。

(令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ３）（令和３年３月２６日）問 89)

(答)

例えば、退所後に福祉用具の利用が必要と見込まれる場合においては、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等と以下の連携を行うことが考えられる。

- － 退所前から福祉用具専門相談員等と利用者の現状の動作能力や退所後に生じる生活課題等を共有し、利用者の状態に適した福祉用具の選定を行う。
- － 退所する利用者が在宅で円滑に福祉用具を利用することができるよう、利用者や家族等に対して、入所中から福祉用具の利用方法等の指導助言を行う。

○ 運営基準における栄養管理、経口移行加算、経口維持加算、低栄養リスク改善加算について

運営基準における栄養管理、経口移行加算、経口維持加算、低栄養リスク改善加算の算定にあたって歯科医師の関与や配置は必要か。

(令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ３）（令和３年３月２６日）問 90)

(答)

多職種共同で計画を立案する必要があるが、歯科医師の関与及び配置は必須ではなく、必要に応じて行うものである。

※ 平成 30 年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. 1）（平成 30 年 3 月 23 日）問 71 の修正。

○ 口腔衛生の管理について

口腔衛生の管理体制に関する管理計画の立案は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による技術的助言及び指導に基づき行われるが、技術的助言及び指導を行う歯科医師は、協力 歯科医療機関の 歯科医師 でなければならないのか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 80)

(答)

協力歯科医療機関の歯科医師に関わらず、当該施設の口腔衛生の管理体制を把握している歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士を想定している。

○ 経口移行加算について

経口移行加算の算定に当たっては、管理栄養士の配置は必須なのか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 91)

(答)

本加算の算定要件としては管理栄養士の配置は必須ではないが、栄養管理に係る減算に該当する場合は、算定しない。

※ 平成 17 年 10 月改定関係 Q & A (平成 17 年 9 月 7 日) 問 74 の修正。

○ 経口維持加算について

原則、6 月以内に限るとする算定要件が廃止されたが、6 月を超えた場合の検査やおおむね 1 月ごとの医師又は歯科医師の指示も不要となるか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 92)

(答)

原則、6 月以内に限るとする算定要件の廃止に伴い、6 月を超えた場合の水飲みテスト、頸部聴診法、造影撮影、内視鏡検査等やおおむね 1 月ごとの医師又は歯科医師の指示に係る要件は廃止となったものの、月 1 回以上行うこととされている食事の観察及び会議等において、検査や誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理を行う必要性について検討し、必要に応じて対応されたい。

経口維持加算の算定に当たっては、管理栄養士や看護師の配置は必須なのか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 93)

(答)

本加算の算定要件としては管理栄養士や看護師の配置は必須ではないが、栄養管理に係る減算に該当する場合は、算定しない。

※ 介護老人福祉施設等に関する Q & A (平成 18 年 3 月 31 日) 問 3 の修正。

水飲みテストとはどのようなものか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 94)

(答)

経口維持加算は、入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていることが必要である。代表的な水飲みテスト法である窪田の方法（窪田俊夫他：脳血管障害における麻痺性嚥下障害—スクリーニングテストとその臨床応用について。総合リハ、10 (2) : 271—276、1982）をお示しする。

※ 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 30 年 3 月 23 日) 問 72 の修正。

○ 口腔衛生管理加算について

口腔衛生管理加算の算定に当たって、作成することとなっている「口腔衛生管理加算の実施計画」はサービスを提供する利用者毎に作成するのか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 95)

(答)

貴見のとおり。

口腔衛生管理加算における「歯科衛生士」とは、施設職員に限定されるのか。もしくは、協力歯科医療機関等の歯科衛生士でもよいのか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 96)

(答)

施設と雇用関係にある歯科衛生士（常勤、非常勤を問わない）または協力歯科医療機関等に属する歯科衛生士のいずれであっても算定可能である。

ただし、算定にあたっては、協力歯科医療機関等の歯科医師の指示が必要である。

※ 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 30 年 3 月 23 日) 問 76 の修正。

歯科衛生士による口腔衛生等の管理が月 2 回以上実施されている場合に算定できるとされているが、月途中から介護保険施設に入所した者について、入所月は月 2 回に満たない場合であっても算定できるのか。満たない場合であっても算定できるのか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 97)

(答)

月途中からの入所であっても、月 2 回以上口腔衛生等の管理が実施されていない場合には算定できない。

※ 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 30 年 3 月 23 日) 問 78 の修

正。

口腔衛生管理加算は、歯科衛生士による口腔衛生等の管理が月 2 回以上実施されている場合に算定できるが、同一日の午前と午後それぞれ口腔衛生等の管理を行った場合は 2 回分の実施とするのか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 98)

(答)

同一日の午前と午後それぞれ口腔衛生等の管理を行った場合は、1 回分の実施となる。

※ 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 30 年 3 月 23 日) 問 79 の修正。

○ 褥瘡マネジメント加算、褥瘡指導対策管理の算定

褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理は、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していることが要件となっているが、医師の事由等により参加できない場合は、当該医師の指示を受けた創傷管理関連の研修を修了した看護師や皮膚・排泄ケア認定看護師が参加することにして差し支えないか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 99)

(答)

差し支えない。

○ 排せつ支援加算(Ⅰ)について

排せつ状態が自立している入所者又は排せつ状態の改善が期待できない入所者についても算定が可能なのか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 101)

(答)

排せつ支援加算(Ⅰ)は、事業所単位の加算であり、入所者全員について排せつ状態の評価を行い、L I F E を用いて情報の提出を行う等の算定要件を満たしていれば、入所者全員が算定可能である。

○ 排せつ支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)について

排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、リハビリパンツや尿失禁パッド等の使用は、おむつの使用に含まれるのか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 102)

(答)

使用目的によっても異なるが、リハビリパンツの中や尿失禁パッドを用いた排せつを前

提としている場合は、おむつに該当する。

排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、終日おむつを使用していた入所者が、夜間のみのおむつ使用となった場合は、排せつ状態の改善と評価して差し支えないか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日) 問103)

(答)

おむつの使用がなくなった場合に、排せつ状態の改善と評価するものであり、おむつの使用が終日から夜間のみになったとしても、算定要件を満たすものではない。

○ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)について、施設入所後に褥瘡が発生し、治癒後に再発がなければ、加算の算定は可能か。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日) 問104)

(答)

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)は、施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定可能である。施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、入所後に褥瘡が発生した場合はその期間褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できる。

○ かかりつけ医連携薬剤調整加算

かかりつけ医連携薬剤調整加算については、介護老人保健施設の医師又は常勤の薬剤師が、高齢者の薬物療法に関する内容を含む研修を受講していることとされているが、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本病院薬剤師会などの団体が開催する研修において、高齢者の薬物療法に関する内容として、加齢に伴う身体機能・薬物動態の変化、慎重な投与を要する医薬品等の内容を含む場合は、加算の算定要件に適合すると考えて差し支えないか。

(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日) 問105)

(答)

- ・ 差し支えない。
- ・ なお、研修を受けた常勤の薬剤師は、入所者やその家族、他職種等から薬剤やその影響等の情報収集を行い、必要な情報を医師に報告するとともに、処方変更の具体的な提案や副作用の発現モニタリング、処方変更後の経過確認、退所に向けた用法整理等の提案等を行うこと。

○ 認知症専門ケア加算

認知症専門ケア加算の算定要件について、「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。

（令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 4）（令和 3 年 3 月 29 日）問 29）

（答）

- ・ 現時点では、以下のいずれかの研修である。
- ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」
- ・ ただし、③については認定証が発行されている者に限る。

認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定するためには、当該加算（Ⅰ）の算定要件の一つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要があるのか。

（令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 4）（令和 3 年 3 月 29 日）問 38）

（答）

必要ない。例えば加算の対象者が 20 名未満の場合、

- ・ 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者
- ・ 認知症看護に係る適切な研修を修了した者

のいずれかが 1 名配置されていれば、認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定することができる。

（研修修了者の人員配置例）

			加算対象者数			
			～19	20～29	30～39	・ ・
必要な研修修了者の配置数	「認知症介護に係る専門的な研修」		1	2	3	・ ・
		認知症介護実践リーダー研修				
		認知症看護に係る適切な研修				
	「認知症介護の指導に係る専門的な研修」		1	1	1	・ ・
		認知症介護指導者養成研修				
		認知症看護に係る適切な研修				

（注） 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を 1 名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ

1名配置したことになる。

※ 平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (vol. 2) (平成 21 年 4 月 17 日) 問 40 は削除する。

○ サービス提供体制強化加算について

「10 年以上介護福祉士が 30 %」という最上位区分の要件について、勤続年数はどのように計算するのか。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 126)

(答)

・ サービス提供体制強化加算における、勤続 10 年以上の介護福祉士の割合に係る要件については、

－介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人等での勤続年数が 10 年以上の者の割合を要件としたものであり、

－介護福祉士の資格を取得してから 10 年以上経過していることを求めるものではないこと。

・ 「同一法人等での勤続年数」の考え方について、

－同一法人等 (※) における異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種 (直接処遇を行う職種に限る。) における勤続年数

－事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができる。

(※) 同一法人のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれる。

・ なお、介護職員等特定処遇改善加算において、当該事業所における経験・技能のある介護職員の「勤続年数 10 年の考え方」とは異なることに留意すること。

※平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (Vol. 1) (平成 21 年 3 月 23 日) 問 5 は削除する。

○ 算定の基準について

シーティングとして、医師の指示の下に理学療法士等が、椅子や車椅子等上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行った場合に、介護報酬上におけるリハビリテーションの実施時間に含めることは可能か。

(令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 6) (令和 3 年 4 月 15 日) 問 1)

(答)

可能。この場合のシーティングとは、椅子や車椅子等上での姿勢保持が困難なため、食事摂取等の日常生活動作の能力の低下を来した患者に対し、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した

上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行うことをいい、単なる離床目的で椅子や車椅子等上での座位をとらせる場合は該当しない。またシーティング技術を活用して車椅子ではなく、椅子やテーブル等の環境を整えることで、「椅子に座る」ことが望ましい。なお、シーティングの実務については「高齢者の適切なケアとシーティングに関する手引き」を参考とすること。

＜参考：「高齢者の適切なケアとシーティングに関する手引き」（令和２年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業「車椅子における座位保持等と身体拘束との関係についての調査研究」高齢者の適切なケアとシーティングに係る検討委員会、令和３年３月）＞

1.1 高齢者ケアにおけるシーティングとは

高齢者ケアにおけるシーティングを、「体幹機能や座位保持機能が低下した高齢者が、個々に望む活動や参加を実現し、自立を促すために、椅子や車椅子等に快適に座るための支援であり、その支援を通して、高齢者の尊厳ある自立した生活の保障を目指すもの」と定義します。

○ 運営規程について

令和３年度改定において、運営基準等で経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらについて運営規程においてはどのように扱うのか。

（令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. 7）（令和３年４月２１日）問１）

（答）

- ・ 介護保険法施行規則に基づき運営規程については、変更がある場合は都道府県知事又は市町村長に届け出ることとされているが、今般介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、都道府県知事等に届け出ることまで求めるものではないこと。
- ・ 一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。

6 実地指導等における主な不適正事例について

実地指導等における主な不適正事例

1 介護報酬関係について

○夜勤職員配置加算について

【事例ア】

加算の要件を満たしたことを確認できる書類を保存していなかった。

夜勤職員配置加算の算定にあたっては、加算の算定要件を満たしていることを確認するため、毎月の1日平均夜勤職員数を明らかにする記録を残すこと。なお、1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

【事例イ】

夜勤を行う職員の勤務時間数の積算に、支援相談員を含めていた。

夜勤職員配置加算の算定にあたっては、加算の算定要件を満たしていることを確認するため、毎月の1日平均夜勤職員数を明らかにする記録を残すこと。

○短期集中リハビリテーション実施加算について

【事例】

併設の短期入所療養介護を利用し、連続して当該施設に入所した者の加算の起算日が、老人保健施設入所日からとなっていた。

短期入所療養介護を利用後、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等に変更がなく、施設入所に移行した場合にあっては、当該加算の起算日は直前の短期入所療養介護の入所日からとなる。

○認知症ケア加算について

【事例】

医師の判定結果により日常生活自立度を決定した場合において、加算の要件を満たしたことを確認できる書類を作成していなかった。

加算の算定要件として日常生活自立度を用いる場合の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いる。判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、施設サービス計画に記載すること。

なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いること。

○ターミナルケア加算について

【事例ア】

医師が回復の見込みがないと診断した者であることが確認できなかった。

医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと入所者が診断されたことが確認できるようにすること。

【事例イ】

本人又はその家族に対する随時の説明及び同意が行われたことが確認できなかった。

その人らしさを尊重した看取りの支援ができるよう、随時説明のうえ同意を得て記録をすること。

○初期加算について

【事例ア】

併設短期入所療養介護事業所又は併設短期入所生活介護事業所から日を空けることなく当該施設に入所していた者について、短期入所の入所期間を控除することなく、加算を算定していた。

併設する短期入所療養介護又は短期入所生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き施設に入所した場合（短期入所から退所した翌日に施設に入所した場合を含む。）は、初期加算は30日から入所直前の短期入所の利用日数を控除した日数に限り算定できる。

（過誤の例） 平成25年6月12日から27日まで短期入所療養（生活）介護を利用（16日分）、6月28日から施設に入所。

初期加算算定：6月：3日分、7月：27日分（利用日数の控除なし）
（正） 初期加算算定：6月：3日分、7月：11日分（30日分—16日 計14日）

【事例イ】

過去3月間に当該介護老人保健施設に入所していた入所者に対する加算で、初期加算を算定していた。

初期加算は、当該入所者が過去3月間（ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する者の場合は過去1月間とする。）の間に、当該介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定できる。

（過誤の例） 平成26年8月4日 施設に再入所

（前回入所期間：平成25年12月24日～平成26年6月30日）

※日常生活自立度のランクⅢ以上の旨の診断なし

初期加算の算定：平成26年8月・・・（誤）28日分

（正） 算定できない。

○試行的退所時指導加算について

【事例ア】

退所後に認知症対応型共同生活介護事業所に入所した者に対し、加算を算定していた。

退所後に居宅において療養を継続する場合において、算定することとされており、認知症対応型共同生活介護事業所は居宅（介護保険法第8条第2項、介護保険法施行規則第4条）に該当しないため、算定できない。

（注） 単位数表中、介護保健施設サービスの「へ 退所時等支援等加算（1）退所時等支援加算」には、（一）から四まで4種類の加算がありますが、このうち、「（一） 試行的退所時指導加算」、「（三） 入退所前連携加算（Ⅰ）」及び「（四） 入退所前連携加算（Ⅱ）」は、退所後に認知症対応型共同生活介護事業所に入所した場合は、算定の対象とされておりません。

○退所時情報提供加算について

【事例ア】

入所期間が1月を超えた入所者が退所したが、退所先が他の介護老人保健施設にもかかわらず、退所時情報提供加算を算定していた。

退所時情報提供加算は、入所期間が1月を超える入所者が退所する際、主治医等に情報提供した場合に算定できるが、退所先が介護保険施設の場合は算定できない。

(過誤の例) 退所時情報提供加算の算定：平成25年8月：1回

(正) 算定できない

【事例イ】

入所期間が1か月に満たない入所者について算定していた。

退所時情報提供加算は、入所期間が1か月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、指導及び情報の提供を行った場合に算定できる。

(過誤の例) 入所期間：平成25年8月27日から平成25年9月17日まで

退所時情報提供加算の算定：平成25年9月：1回

(正) 算定できない。

【事例ウ】

入所者又はその家族の同意を得ないまま、主治の医師等に情報提供をしていた。

退所後の主治の医師又は他の社会福祉施設等に対して入所者の診療状況に関する情報を提供する場合は、入所者又はその家族に説明し、同意を得るとともに、その記録を残すこと。また、交付した文書の写しを残すこと。

※他の社会福祉施設等

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホームをいう。

○入退所前連携加算（Ⅱ）について

【事例】

入所者又はその家族の同意を得ないまま、居宅介護支援事業者に情報提供をしていた。

居宅介護支援事業者に対して入所者の診療状況に関する情報を提供する場合は、入所者又はその家族に説明し、同意を得るとともに、その記録を残すこと。

また、居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携を行った日及び連携の内容の要点

に関する記録を行い、交付した文書の写しを残すこと。

○口腔衛生管理加算について

【事例ア】

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月 2 回以上行っていないにもかかわらず、加算を算定していた。

(過誤の例) 口腔衛生等の管理が行われていた入所者が月の途中で退所したため、月に 1 回のみの口腔衛生等の管理の実施となっていたが、口腔衛生管理加算を算定。

(正) 算定できない。

【事例イ】

入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていなかった。

口腔衛生管理加算の算定にあたっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言又は指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成する必要がある。

○療養食加算について

【事例ア】

外泊に伴い、1 日に 1 度も食事の提供をしていない日について、療養食加算を算定していた。

療養食加算は実施加算であり、利用者の病状等に応じて、主治の医師により利用者に対し、疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合に算定できる。

【事例イ】

主治の医師による食事せんの発行が、療養食の提供日より後になっていた。

(過誤の例) 療養食の提供 平成 27 年 4 月 26 日～30 日
食事せんの発行 平成 27 年 4 月 28 日 (発行遅れ)
療養食加算の算定：平成 27 年 4 月 26 日～30 日 (5 日分)
(正) 療養食加算の算定：平成 27 年 4 月 28 日～30 日 (3 日分)

【事例ウ】

- ・心臓疾患等に対して、塩分量 6.0 g 以上で提供している日があった。

心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて日々の塩分総量 6.0 g 未満での提供としなければならない。なお、療養食として減塩食を提供する場合は、医師の発行した食事せんの指示に従って提供する必要がある。

(過誤の例) 高血圧心臓病に対し減塩食の提供

食事せんの指示：平成 25 年 5 月 10 日の夕食から塩分量 6.0 g 未満

平成 25 年 7 月の減塩食の献立における塩分量が 6.0 g 以上の日数：

4 日

療養食加算の算定：平成 25 年 7 月：31 日分

(正) 療養食加算の算定：平成 25 年 7 月：27 日分

【事例エ】

血中ヘモグロビン濃度 10g/dℓを超えている貧血食提供の入所者について、療養食加算を算定していた。

療養食として提供される貧血食の対象者となる入所者は、血中ヘモグロビン濃度が 10 g / dℓ以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。

(過誤の例) 血中ヘモグロビン濃度 13.8 g / dℓ

平成 26 年 5 月 15 日における血液検査の結果

療養食加算の算定：平成 26 年 6 月分・・・30 日

(正) 算定できない

○所定疾患施設療養費について

【事例ア】

所定疾患施設療養費（Ⅰ）について、連続しない日についても算定していた。

所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、1 回に連続する 7 日を限度とし、月 1 回に限り算定できる。

(過誤の例) 7 月の処置日 13 日、26 日～27 日

所定疾患施設療養費の算定：平成 25 年 7 月：3 日

(正) 所定疾患施設療養費の算定：平成 25 年 7 月：2 日

【事例イ】

所定疾患施設療養費について、投薬内容の記録がなかった。

所定疾患施設療養費を算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載してください。

○安全対策体制加算について

【事例】

受講した研修が加算の算定に必要な安全対策に係る外部の研修ではないにもかかわらず、加算を算定していた。

安全対策に係る外部の研修としては、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであり、関係団体（公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本慢性期医療協会等）等が開催する研修が想定されている。

○サービス提供体制強化加算について

【事例】

加算の要件を満たした記録を残しておらず、要件を満たしていなかった。

サービス提供体制強化加算の算定にあたっては、常勤換算方法により算出した前年（3月を除く）の職員の割合の平均が要件を満たす必要があるので、確認した記録を残す必要がある。

（過誤の例） 平成 26 年度について、平成 25 年度（3月を除く。）の職員の割合の平均が要件を満たしていない状態でサービス提供体制強化加算を算定。

（※介護福祉士の資格を持った職員が不在となったのは、平成 25 年 5 月以降であり、平成 25 年度の職員の割合の平均が要件を満たしていない。）

サービス提供体制強化加算の算定：平成 26 年・・・4 月～

（正） 算定できない。

○身体拘束廃止未実施減算について

【事例】

身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催せず、研修を定期的（年2回以上）実施していなかった。

施設が以下に掲げるアからエまでの措置を講じていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について減算となる。

ア 施設が緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

イ 身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

エ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

注）研修は年2回以上開催するとともに、新規採用時には必ず実施することが重要である。

○基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算について（新型コロナウイルス感染症に係る臨時的特例措置の適用）

【事例】

新型コロナウイルス感染症により併設サービスの事業の全部又は一部を休業した後、感染症対策を理由に長期にわたり休止した状況で基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算の指標の算出に臨時的取扱いを適用し続けた。

併設サービスの全部又は一部の休業等を行った場合というのは、感染症対策を整えるまでの一時的な期間を想定しており、休止している2年間の間、サービス再開のための感染症対策を整えずに、臨時的取扱いを適用し続けるのは不適切である。（厚生労働省回答）

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」（令和2年3月26日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）において、都道府県等による休業等要請に加え、施設が感染拡大防止の観点から自主的に休業等を行った場合の取扱いについては、以下のとおりとなっている。

(問 1)

都道府県等が、公衆衛生対策の観点から入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業等を要請した場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前 6 月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないという取扱いが可能か。

(答)

可能である。

(問 2)

介護老人保健施設が感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから、自主的に入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業を行った場合、問 1 と同様の考え方でよいか。

(答)

貴見のとおり。ただし、入退所を一時停止する期間及び休業する理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染症の疑いや濃厚接触の疑いがない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう務めること。

2 運営基準について

【事例】

外泊をしていた入所者の「食費」と「日用品費」について、提供されていない日も受領されていた。

外泊時（外泊時の費用算定期間）に提供されていない「食費」と「日用品費」は受領できない。

○利用料の説明と同意について

【事例】

施設運営規程において 2 割負担の料金説明についての記載がなされていなかった。

入所者の負担金額については 1 割負担、2 割負担どちらの利用者についても誤解を生じさせることがないように記載、説明を行うこと。

○身体拘束について

【事例】

身体拘束の実施にあたって、手続きがされていない。または、検討が不十分なものがあつた。

身体拘束は、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」に例外的に認められているため、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならないおそれのある入所者がいる場合は、施設長及び各職種の従業者で構成する「身体拘束適正化検討委員会」で事前に検討すること。なお、その記録は必ず残すこと。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、事前に家族から同意を得ることが必要である。また、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を必ず記録しなければならない。また、身体拘束の実施については「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たしていることを確認し、極めて慎重に検討を行うこと。

なお、身体拘束を継続する必要があると判断される場合も、改めて身体拘束適正化検討委員会において再検討すること。

○高齢者虐待防止について

【事例】

高齢者虐待防止に向けた取り組みが不十分であつた。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）に基づき、高齢者虐待の防止等のための措置として、職員に対する定期的な研修の実施、高齢者虐待の防止のための指針及びマニュアルの整備を行うこと。

また、施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）

- ア 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- イ 当該施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ウ 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

○事故発生防止について

【事例ア】

事故発生防止に向けた取り組みが不十分であった。

「介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号）及び「介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号）に基づき、事故発生防止のための指針を整備すること。

また、発生した事故又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、事故防止検討委員会において、その原因の分析を通じた改善策を検討すること。

報告された事例及び分析結果並びに改善策は、従業者に対して周知徹底すること。併せて、事故発生防止の指針に基づき、年 2 回以上研修を実施し、記録に残すこと。

上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【事例イ】

ヒヤリ・ハットの報告書が作成されていなかった。

介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合は、ヒヤリ・ハットの報告書を作成するとともに、同報告書を活用して施設内で発生した事故及びヒヤリ・ハットの事例について事故防止検討委員会で状況分析を行い、以後の事故発生の防止に努めること。

【事例ウ】

サービス提供中に発生した事故について、保険者（市町村）に報告していなかった。

事故が発生した場合は、「介護サービス事故に係る報告要領」に基づき、保険者（市町村）に事故報告を行うとともに、入所者の家族等に連絡を行うこと。

○苦情処理について

【事例】

苦情に関する受付日、内容等の記録が整備されていなかった。

苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

○褥瘡について

【事例】

施設内での褥瘡の発生予防についての取り組みが不十分であった。

「介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号）及び「介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号）に基づき、褥瘡対策のための指針を整備し、日常生活自立度が低いハイリスク者に対して褥瘡予防のための計画を作成すること。

また、褥瘡発生者やハイリスク者に対して行っている具体的ケア（体位交換等）の実施記録を残し、評価を行うなど褥瘡発生の予防に努めること。

○施設サービス計画について

【事例】

- ・施設サービス計画が作成されていない、または期間が連続しておらず途切れている期間がある。
- ・週間サービス計画表（第 3 表）が作成されていない。
- ・施設サービス計画の同意日がサービス提供開始後となっている。
- ・長期目標の期間と短期目標の期間が同じになっている。
- ・施設サービス計画において長期目標の内容や期間に漏れがある。
- ・目標期間の終了時期が入所者の認定有効期間の満了日以降に設定されている。
- ・サービス担当者会議の記録がない。または、サービスの必要性を検討したことの記載がない。
- ・要介護認定の更新時や利用者の状況の変化があった時に、モニタリングやサービス担当者会議が実施されていない。

サービスの目標の開始時期と終了時期を明確にした施設サービス計画を作成し、説明のうえ同意を得ること。なお、目標の期間は、要介護認定の有効期間も考慮して設定す

ること。

○日用品の費用徴収について

【事例】

日用品の費用徴収を画一的にしていた。

日用品等の費用の徴収については、画一的、一律的に徴収することはできない。利用約款等において、利用者がその利用に際して選択や希望できる旨の内容を明記する必要がある。

リハビリの一環として全員で行うアクティビティに用いる折り紙代や自由に閲覧できる新聞や週刊誌代等のための徴収は不適切である。

3 人員基準について

【事例ア】

介護老人保健施設と通所リハビリテーションを兼務する職員について、兼任の辞令が交付されていなかった。

介護老人保健施設と通所リハビリテーションを兼務する職員については、兼任の辞令を交付するとともに、従事する職務を明確にすること。

【事例イ】

支援相談員の配置が確認できない日があった。

月ごとの勤務表において、必要数の定まっている職種の従業者の配置状況を明確にすること。

4 災害対策について

【事例】

風水害・地震に対応した防災計画を策定していなかった。

火災のほか、風水害、地震等、災害事象ごとに「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」を参考にして、防災計画を作成するとともに、実践的な訓練を実施すること。

5 設備関係について

【事例ア】

入所者に処方される薬の保管場所が施錠されていなかった。

誤飲や誤食の防止及び紛失等の事故防止の観点から、薬品を保管する医務室などで職員が不在になる際は、必ず施錠すること、または、施錠できる保管庫等での管理を検討すること。

【事例イ】

誤って入所者が入室する可能性のある場所について、施錠されていなかった。

誤って入所者が入室する可能性のある場所（リネン庫、汚物処理室、倉庫等）については、誤飲や誤食などの危険防止、防災の観点から、施錠等の措置を検討すること。

【事例ウ】

レジオネラ症の防止対策が不十分であった。

浴槽水については、以下のレジオネラ症の防止対策を行い、記録に残すこと。

- ① 浴槽水は、少なくとも1年に1回以上、水質検査を行うこと。ただし、循環している浴槽水を毎日、完全に換えることなく使用する場合などは、年に2回以上の水質検査を行うこと。
- ② 循環ろ過装置は、1週間に1回以上の消毒を実施すること。
- ③ ろ過器の前に設置するヘアキャッチャー（集毛器）は、ぬめりが残らないように毎日清掃をすること。
- ④ 浴槽水は、満杯の状態を保ち、溢水させ、清潔に保つこと。
- ⑤ 循環している浴槽水の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して記録し、0.2～0.4mg/ℓ程度に保ち、かつ、最大で1.0mg/ℓを超えないよう努めること。
- ⑥ 循環している浴槽は1週間に1回以上、定期的に完全換水を行うこと。
- ⑦ 循環ろ過装置の直前に塩素剤を投入すること。

【事例エ】

居室内のオムツ交換の様子が廊下から見えていた。

施設において、高齢者の「尊厳の保持」は最重要事項であり、入所者のプライバシー保護の観点から入口にはカーテンをつける等の対応を検討すること。

6 介護老人保健施設における身元保証人等の取扱いについて

【事例】

介護老人保健施設において、身元保証人等がないことを理由に入所を認めていなかった。

基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入所希望者に身元保証人等がないことは、入所を拒否する正当な理由には該当しない。

身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行わないこと。

7 そ の 他

介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報を御確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

(1) 介護保険最新情報 (厚生労働省ホームページ)

令和3年1月1日以降に発出された介護保険最新情報を掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

※ 令和2年12月31日までに発出された介護保険最新情報については、「WAMNET（独立行政法人福祉医療機構HP）」を御参照ください。

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

(2) 介護サービス関係Q&A

介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

(3) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧

介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=00&kc=0&pc=1>

(4) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000613583.pdf>

(公印省略)

2 8 介 第 3 8 0 号
平成 2 8 年 5 月 2 6 日

介護老人保健施設 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第一係)

介護老人保健施設における事故報告について（通知）

介護老人保健施設において発生した事故については、福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例、及び介護サービス事故に係る報告要領に基づき、関係保険者に報告していただいているところです。

県に対する報告については、入所者の処遇面等で、県も速やかに状況把握を行う必要があるため、従来からお願いしているものであり、引き続き、下記により御報告いただくようお願いします。

なお、介護サービス事故に係る報告要領は、「集団指導資料～各サービス共通～」を参照してください。

記

1 報告の時期

所要の措置（救急車の出動要請、医師への連絡、利用者の家族等への連絡等）が終了した後、速やかに保険者に対して報告を行うこと。

保険者に報告を行った後、本県にも保険者と同様の報告を行うこと。

なお、事故の程度が大きいものについては、取り急ぎ電話により報告すること。

2 本県の報告先

管轄の保健福祉環境事務所 監査指導課（別表のとおり）

3 報告方法

郵送又はファクシミリで送付

別 表 事故報告の提出先保健福祉（環境）事務所

施設所在地	保健福祉（環境）事務所及び所管課	所 在 地	電話番号(上段) Fax. 番号(下段)
筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、古賀市、糸島市、 筑紫郡、糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 監査指導課	811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1丁目7番26号	092-939-1593 092-939-1186
直方市、飯塚市、中間市、 宗像市、福津市、宮若市、 嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、 嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所直方分庁舎 監査指導課	822-0025 直方市日吉町9番10号 直方総合庁舎	0949-22-5667 0949-23-1029
田川市、行橋市、豊前市、 田川郡、京都郡、築上郡	田川保健福祉事務所 監査指導課	825-8577 田川市大字伊田3292番地2 田川総合庁舎	0947-42-9371 0947-44-6112
大牟田市、柳川市、八女市、 筑後市、大川市、小郡市、 うきは市、朝倉市、みやま市、 朝倉郡、三井郡、三潞郡、 八女郡	南筑後保健福祉環境事務所八女分庁舎 監査指導課	834-0063 八女市本村25番地 八女総合庁舎	0943-22-6960 0943-23-7044